

むつ市議会第208回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成23年6月20日（月曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）1番 鎌田 ちよ子 議員

（2）4番 工藤 孝夫 議員

（3）10番 野呂 泰喜 議員

（4）19番 半田 義秋 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（25人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	澤藤	一雄
7番	石田	勝弘	8番	新谷	功
9番	目時	睦男	10番	野呂	泰喜
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	大瀧	次男
17番	富岡	修	18番	佐々木	隆徳
19番	半田	義秋	23番	浅利	竹二郎
24番	村川	壽司	25番	中村	正志
26番	菊池	広志	27番	斉藤	孝昭
28番	富岡	幸夫			

欠席議員（3人）

20番	川端	一義	21番	高田	正俊
22番	山崎	隆一			

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 管理 選挙管理 委員会 委員長	遠藤	雪夫
代査委員	小川	照久	総務政策 部	畑中	政勝
農委 員 職務代理	福永	忠雄	財務部	伊藤	道郎
財務部長	下山	益雄	財務部 調整 部	赤田	比等史
民生部長	奥川	清次郎	保健福祉 部	松尾	秀一
経済部長	中嶋	達朗	建設部長	山本	伸一
川内庁舎 所	布施	恒夫	大畑庁舎 所	若松	通

協野沢 庁舎所長	高 坂 浩 二	會計者 務部 事務 室長	大 橋 誠
選挙管 委員局長	成 田 晴 光	監事 査務 委員 局長	石 田 武 男
農委 事務局長	手問本 富 士 雄	教 育 部 長	齋 藤 秀 人
公營企 業局長	齊 藤 鐘 司	總政防 調 策 整	岩 崎 金 藏
水 道 長	安 藤 哲 雄	總政政 推 策 進	花 山 俊 春
育 會 局 務 官	石 野 了	財 務 課	畑 中 恒 治
部 策 監	竹 山 清 信	保 福 保 推	甲 田 久 美 子
部 策 監	鏡 谷 晃	教 委 事 副 學 課	加 藤 次 男
部 策 監	柳 谷 孝 志	總 政 總 務 課	野 藤 賀 範
部 策 監	工 藤 初 男	財 務 課	氏 家 剛
部 課 幹	濱 中 亘	民 環 課	金 浜 盛 雄
部 境 課 幹	加 藤 博	保 福 介 課	井 田 敦 子
部 長	杉 山 重 行	建 土 總 務 課	眞 野 修 司
部 課 幹	佐 藤 節 雄	建 都 課	望 月 操

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（富岡幸夫） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（富岡幸夫） 本日、諸般の報告については、特に申し上げる事項はありません。

○議長（富岡幸夫） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（富岡幸夫） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、鎌田ちよ子議員、工藤孝夫議員、野呂泰喜議員、半田義秋議員の一般質問を行います。

◎鎌田ちよ子議員

○議長（富岡幸夫） まず、鎌田ちよ子議員の登壇を求めます。1番鎌田ちよ子議員。

（1番 鎌田ちよ子議員登壇）

○1番（鎌田ちよ子） おはようございます。公明党の鎌田ちよ子です。初めに、東日本大震災に引き続き福島第一原子力発電所事故、犠牲になりました方々に心から哀悼の意を表します。仮設住宅等を待ちながら避難所や避難地での生活を余儀なくされている皆様、本市に避難された方やご親戚、ご友人が被害に遭われた方々に対しましてお

見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

ところで、宮下市長におかれましては、4年の任期最後の定例会であります。私たち行政に携わる者は、市民から行政事業の結果責任を求められると日々考えてまいりました。また、昨今マスコミ報道など、市を運営する時代ではなく経営する時代になったと考えさせられることが多くあります。市長は、さきの定例会、平成23年度一般施政方針のあいさつの中で、「平成23年度は財政健全化を成就させつつ、未来を見詰め「攻めの行政」によりシフトいたします」と明確な方針を述べられました。市長は、市の経営者であり、私たち議員は市民から委託された取締役であり、監査役ではないでしょうか。そう考えますと、その時代、そして次の時代に対しての行政責任を果たさなければいけないと考えます。

行政は、なぜ存在するのかといえば、市民の福祉の向上以外の何物でもないはずですが。行政は弱い人々や弱い地域に光を当てなければならないことは当たり前のことです。市民にとってなくてはならない事業を時代、時代に合わせて行っていくことが求められており、市民になくてはならない事業をつくり上げていくという視点が必要と考えます。

それでは、むつ市議会第208回定例会に当たり、通告に従い質問いたします。市長並びに教育委員会委員長におかれましては、明快で具体的なご答弁をお願いいたします。

質問の1は、防災行政についてお伺いいたします。今回の東日本大震災、3月11日の地震では、プレートに沿って4つの地震が連続して起きています。14時46分、マグニチュード9.0、15時08分、岩手県沖マグニチュード7.4、15時15分、茨城県沖マグニチュード7.7、15時25分、宮城県のはるか沖のマグニチュード7.5、今回発生した東北地

方を震源地とする巨大地震は、今までの防災政策や対策の常識を超えた自然災害のはかり知れないメカニズムの実態を示しています。

今回の教訓から、災害救助のネットワークである行政と市民の共助をより一層強化する対策など、新たな見直しが求められています。そこで、1、被災者支援システムの導入についてお伺いいたします。1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに被災者台帳を作成し、被災状況をを入力することで罹災証明書の発行から支援金や義援金の交付、救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できるシステムです。同システムを全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管財団法人地方自治情報センターが2005年度に被災者支援システムとして地方公共団体が作成したプログラムを統一的に登録、管理し、ほかの地方公共団体が有効に活用できるようにする地方公共団体業務用プログラムライブラリに登録し、2009年1月17日、CD-ROMで全国の自治体に無償配布しました。しかし、このたびの東日本大震災までに同システム導入の申請があったのは約220自治体にとどまり、被災した東北地方ではほとんど導入自治体はありませんでした。

災害発生時、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後はきめ細かい被災者支援が求められています。中でも家を失った住民が生活再建に向けてなくてはならないのは罹災証明書です。罹災証明書を発行するためには、住民基本台帳と家屋台帳、そして被災状況を確認して、新たに作成した調査結果、この3つのデータベースを突き合わせる必要があります。確認作業に手間取り、被災者を長時間待たせることのないよう今回の教訓からしっかり学び、体制構築を早期にしなければ

なりません。何よりも行政の素早い対応が被災者支援並びに復旧復興に不可欠であり、総合的に管理する被災者支援システムを平時のうちに構築しておくことが極めて重要です。被災者支援システム導入についてお伺いをいたします。

(2)として、避難所の防災機能の充実についてお伺いいたします。これまで公立学校や施設は大規模地震や豪雨など、非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってまいりました。このたびの東日本大震災におきましても、多くの被災住民の避難場所として利用されるとともに、必要な情報を収集、または発信する拠点になるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されました。しかし、一方で多くの公立学校や施設において備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来とし、被災者が不便な避難生活を余儀なくされるなど問題も浮き彫りになったとの報告があります。こうした実態を踏まえ、避難所としてのあるべき公立学校や施設の防災機能のあり方について見直しが求められているところであります。そのため、耐震性の確保だけでなく、食料、生活必需品などを提供できるように、必要物資を備蓄するなど避難生活に必要な諸機能を備えることも求められています。

このたびの東日本大震災を初め過去の大規模地震の際にも、学校施設では住民を受け入れ避難所として活用された実績は多々ありますが、その一方、当然のことながら、学校施設は教育施設であるために防災機能の整備が不十分であり、避難所としての使用に際し不便やふぐあいを生じたことも事実です。今後の防災機能整備全般についてお伺いをいたします。

質問の2は、人と動物との共生社会構築についてお伺いいたします。人と動物は、古くから多種

多様な関係性を保ちながら共存してきました。特に人間の生活サイクルに対応できる動物は、ペットとして心を和ませ、楽しませてくれます。介助犬、盲導犬、聴導犬など、人間の生活を補助する動物やアニマルセラピーのように心や体に傷や障害を負った方々への精神的なケアとなり、また警察犬、麻薬探知犬、防災救助犬は私たちにとってなくてはならない相互関係の中で生活しています。

CM、映画などで一躍有名になり、人間以上に活躍し働いているタレント犬のカイクン、ブサかわわさお君は国民的アイドルです。昨今のペットブームもあり、ペットを飼う家庭が多くなり、平成22年度一般社団法人ペットフード協会調査では、飼育世帯率は犬17.8%、猫10.6%にも上り、犬1,186万頭、猫961万匹が飼われていると推計され、ペットも家族の一員となっています。大切な家族、パートナーとして多くの飼い主がペットに愛情を注いでいる一方、大変残念なことに無責任な飼い主による虐待や飼育放棄があることも事実です。

全国的なペットブームの中で動物への虐待報道やペット葬祭業者による遺骨不法投棄など、報道され、社会問題になっており悲しいことです。環境省の調査によりますと、全国で年間31万匹を超える犬や猫が保健所などに引き取られ、そのうち28万匹が殺処分されている悲しい現実があり、ペットをあたかも物のように扱い、身勝手な飼い主に捨てられ、人間に危害を加えるなど事件になり、心が痛みます。野良犬、野良猫など市民の皆様からの苦情対応と今後の本市の課題についてお伺いをいたします。

(2)として、動物愛護教育の取り組みについてお伺いをいたします。相手に対しての痛みや心遣いを小さなときから教えることはとても大事です。動物を物扱いせず、命として大切にするため

にも子供のころから動物に接し、命の温かみを感じさせることが大事です。さまざまな事情で家庭では動物を飼うことが難しいご家庭もあります。学校の授業の一環として動物に接し、命の温かみやとうとさを学ぶ教育が重要と考えます。

先日お伺いした青森県動物愛護センターでは、命の授業として県内各学校、保育施設、福祉施設などを精力的に訪問し、喜ばれている状況を伺ってまいりました。動物愛護教育の取り組みについて教育委員会にお伺いをいたします。

質問の3は、納税者支援について、収納率向上の取り組み方についてお伺いをいたします。市税等のコンビニ納付導入につきましては、総務省の発表ではコンビニでの地方税納付を導入した自治体数は、2010年7月時点で全都道府県と486市町村の計533、県内では青森市、十和田市、三沢市で導入しています。総務省は、納税者の利便性が高まるので、自治体には費用対効果を踏まえて導入を検討してもらいたいと通知をしています。自治体がコンビニに支払う手数料は、都道府県、市町村ともに平均約59円とのこと。市民にとっては深夜、休日など関係なく気軽に利用できます。リストラ、雇用情勢の悪化や若い世代の納付意識の低下など、年々収納率が悪くなり、現場はどこも対応に必死の状況ではないでしょうか。打開策に納付しやすい環境をつくり、利便性の向上を図ることが自治体における喫緊の課題であると考えます。

私は、平成19年むつ市議会第192回定例会においてもコンビニ納付導入を提案いたしました。答弁では、内部に徴税対策検討委員会を設置、下北地域県民局県税部との人事交流で専門的な滞納整理と徴税吏員の資質向上を目指しているとの答弁をいただきました。その後の収納状況はどのように改善なされたのでしょうか。現在高齢化が進み、集金業務をされる方がいなくなるなど、納税組合

を解散された地域があります。市民の利便性を第一に考え、収納率向上となる税のコンビニ納付導入についてお伺いいたします。

質問の4は、公共交通の利便性について、下北駅前公共交通体系についてお伺いいたします。下北駅は、下北町内会有志の皆様初め多くの方のご尽力で、むつ市の新しい玄関口として生まれ変わり、季節の花が植えられ、掃除が行き届き、観光客や所用で訪れる方々を温かくお迎えできるようになりましたが、一方下北駅利用者の多くの方の声として、タクシー乗り場が遠くになり、とても不自由をしていると言われます。

私は、先日現地で列車の着く時間に利用者の動向調査を行いました。下北駅に降り、バス、タクシー乗り場に歩く位置から時刻表の案内板は歩行方向と並列に設置されており、ほとんど見えません。現在は、震災の影響もあり、込み合っているという状況も少ないように感じましたが、大きな荷物を持ち、足元の悪い中、高齢者や障害者の方は不自由をされています。それといたしますのも、2台のバス乗り場の先にタクシー乗り場が位置しているからです。駅におり立つと、赤と白のツートンカラーの大型バスにタクシー乗り場とタクシーは隠れてほとんど見えません。少しでも早く乗り、帰宅したい、目的地に着きたいというのはお客様の心理です。この状況下ではタクシー乗り場が見えにくいため、車道を横断し、バスの前に位置しているタクシープールで直接乗ってしまうということが発生している事実があり、危険です。多額な費用をかけられて整備した下北駅です。利用者の利便性に考慮した今後の検討をお願いします。また、円滑な運営と事故防止のため、早期にこの問題を解決していただかねばならないと考えます。タクシー乗り場の利便性向上についてお伺いをいたします。

また、あわせて大きな荷物を持ちながら観光さ

れる皆様のために、コインロッカーの設置が計画されていると以前伺ってまいりました。いつから使用されるのでしょうか。現地に行った際には、まだ設置されておりませんでしたので、あわせて伺います。

以上、4項目について質問いたしました。明快かつ前向きで具体的なお答をお願いをいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 鎌田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の前段で行政のあり方、この部分についてのご発言がありました。私自身啓発をされつつ、そしてまた敬意を持ちつつ答弁を始めさせていただきます。

防災行政についての第1点目、被災者支援システム導入についてのご質問にお答えいたします。このたびの東日本大震災におきましても、被災者支援システムを導入していた自治体は、罹災証明書の発行、義援金の支給など、被災者支援業務が円滑に行われたと新聞紙上でも話題になっておりますことは承知しております。議員のご指摘のとおり、罹災証明書は被災者生活再建支援制度による支援金や地震保険などの各保険のほか、災害時の義援金支払いなどに必要となる重要な証明書であります。特に家を失った人たちにとりましては大きな役割を持つ証明書であり、できるだけ早い時期での発行が必要であります。

被災者支援システムは、罹災証明書の発行はもとより、各種支援制度等にも対応し、避難所管理、緊急物資管理、仮設住宅管理、倒壊家屋管理など、被災者の支援に大いに役立つものと認識しておりますことから、システムを導入するための準備に取りかかっているところであります。

次に、第2点目、防災機能が不十分である学校

施設等への今後の対応についてのご質問にお答えいたします。このたびの震災におきまして、しばらく経験のない長時間にわたる停電等により避難してきた方々にご不便をおかけいたしました。本来避難所は、住民の方々が安心して避難できる場所であればなりません。今回の教訓を踏まえ、緊急時に対応できないと判断される廃校等は避難所から除外するなど、避難所全体の見直しを行うとともに、指定避難所には発電機や投光器などを備えておくこととしております。

また、食料、毛布などの物資については、市の各庁舎に設置予定の備蓄倉庫に保管しておく予定としております。学校施設のみならず、その他の避難所においても避難とは別の目的で設置されていることから、不便さをすべて解消することは難しいことではありますが、職員配置なども含めた避難所運営マニュアルを策定し、各庁舎からのスムーズな物資の搬送などが行えるよう非常時に対応できる体制整備に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、人と動物との共生社会構築についてのご質問にお答えいたします。まず、ご質問の第1点目、苦情対応と課題についてであります。昨年度、本市及びむつ保健所へ寄せられた動物に関する苦情の中で最も多いのは、犬の排せつ物の処理と放し飼いに関するものです。その防止策として、公共施設など、ふん害が頻繁に発生している場所へは看板を設置しており、放し飼いについては市政だより等に啓発記事を掲載することにより、飼い主のマナー向上を促しているところであります。さらに、頻繁に苦情が寄せられる飼い主に対しては、むつ保健所との連携による個別指導を実施しております。

近年のペットブームの陰には、安易な考えで動物を飼い、結果として飼育放棄や動物虐待に至るケースなど、飼い主のモラルに起因する問題が多

発しておりますことから、本市におきましても飼い主が持つべき基本的な心構えをどのように周知していくかが課題となっております。そのため、屋外での動物の飼育や散歩等による他の市民に対する迷惑行為、飼育放棄及び動物虐待の防止、動物愛護の啓発を重点的に保健所等と連携して、各講習会への参加を呼びかけているところであります。

また、狂犬病予防注射率の向上についても課題となっておりますが、このことにつきましては、担当部長から答弁いたします。

次に、ご質問の第2点目、動物愛護教育につきましては、教育委員会から答弁いたします。

次に、納税者支援についてのご質問にお答えいたします。まず、収納率向上の取り組みについてのご質問でございますが、これまでもインターネット公売の実施、滞納管理システムの導入による納付相談の充実等に取り組んでまいったところであります。

コンビニ収納につきましては、議員お話しのとおり、全国的にも年々導入する市町村が増加しており、納税者の利便性及び収納率の向上に寄与しているところであります。県内では、青森市、十和田市、三沢市で既に導入されており、今後においてもその動きが徐々に広がるものと思われれます。当市でも、納税者の利便性向上を図る観点から、徴収対策検討委員会において調査検討がなされ、平成24年の税基幹システム更新時に合わせてコンビニ収納導入を決定し、現在その事務作業を進めておるところでございます。

まず、平成24年度は軽自動車税で導入し、以降順次税目をふやしていく考えであります。また、これに合わせ、現行の納付書により東北圏内の郵便局でも利用できるよう準備を進めており、市税、国民健康保険税のほか介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料も納付できることとなります。

これらのことから、皆様にはさらに納付しやすい環境をご提供できるものと考えております。

次に、収納状況の改善についてでございますが、現在下北地域県民局との人事交流は行っておりませんが、徴収対策検討委員会を軸として徴税吏員の資質向上を第一に掲げ、徴収事務に当たっておりますところでございます。日々実施されております税務事務におきましては、納税者の抱える問題に積極的に耳を傾け、常々きめ細かな対応を心がけるとともに、滞納整理につきましては税の公平公正を旨とし、適切な対応をしております。5月末日において、平成22年度の出納閉鎖となり、ただいま決算事務を行っておりますところですが、市民の皆様及び議員各位のご理解とご協力により、昨年度の徴収率を市税で0.8ポイント、国民健康保険税でも3.5ポイント上回る見通しとなっており、これも一日一日の積み重ねの結果と考えております。

今後も市の貴重な財源を確保するため努力してまいり所存でございますので、より一層のご指導を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、公共交通の利便性についてお答えいたします。お尋ねの下北駅前公共交通体系についてでございますが、この広場を整備するに当たりましては、県道赤川下北停車場線が前面にあり、線路までの幅が約50メートルという長方形の土地でありますことから、施設のレイアウトを決定するに当たり、かなり苦慮いたしたところでございます。その際に、歩行者、自転車、自動車、バスのそれぞれの動線計画を検討し、レイアウトを決定しております。

ご指摘のタクシー乗り場が遠いということにつきましては、整備計画におきまして、駅舎に近いほうから公共性の高い順に、バス乗降場所とタクシーの乗車場所をそれぞれ2台ずつ配置したものです。しかし、供用開始後、広場を利用した方

からタクシー乗り場が遠く、高齢者、障害者のことを考えていないとのご意見をいただきましたことから、観光案内所前に高齢者、障害者等のタクシー乗り場を設置いたしております。また、バスの乗降場所に2台のバスが同時に停車したとき、タクシー乗り場が見えないとのことですが、これにつきましては現場で確認しており、駅舎を出てからタクシー乗り場までの間に一目でわかるような案内サインを設置したいと考えております。さらに、車いすや高齢者の方たちがタクシーを利用しやすいようなタクシー呼び出しシステムの設置を検討しております。

次に、下北駅前コインロッカー設置についてでございますが、ただいま担当課において事務を進めており、7月中旬をめどに設置予定となっております。コインロッカーの設置場所といたしましては、下北駅隣の公衆トイレと観光案内所間のスペースに屋根をかけ設置する予定となっております。また、コインロッカーの種類といたしましては、近年旅行者が持ち歩く主流となっておりますキャリーバッグが収納できるサイズ等のロッカーを無料で提供することとしております。来月には恐山大祭も開催されますことから、大祭以前に設置を完了させ、むつ下北を訪れる観光客のサービスに努めてまいります。今後もむつ下北を訪れる観光客等の利便性及び安全性を向上させてまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 鎌田議員の動物愛護教育についてのご質問にお答えいたします。

今年度全面実施になっております小学校学習指導要領生活科の目標の一つに、身近な動物や植物など自然とのかかわりに関心を持つことと明記され、道徳でも動植物に優しい心で接するなど、動植物との触れ合いを通して子供たちの豊かな心の

育成を図ることが強調されております。

現在市内の小・中学校では、主に生活科、理科、総合的な学習の時間、特別活動等において小動物を飼育しながら子供たちに思いやりの心や命の大切さを感じ取らせ、豊かな人間性の育成に努めているところであります。

具体的に動物愛護にかかわる取り組みを紹介いたしますと、昨年度学校全体あるいは学級で小動物を飼育している学校は小学校で14校中13校、中学校で9校中4校であります。飼育している動物は、ほ乳類や鳥類はなく、飼育環境の制限や飼育の仕方に専門的な知識等も必要がない金魚、メダカ、熱帯魚、ザリガニ、オタマジャクシやカメなどの小動物に限られております。生活科や理科においては、それらの動物の飼育を経験し、自然や動植物などと直接触れ合う体験を通して、それらに対する優しい心を育てることを目標として取り組んでおります。

また、昨年度11月6日には下北初の盲導犬ユーザーでありますむつ市在住の大関陽子さんとパートナーの盲導犬「コナ」が第一田名部小学校を訪問しております。この訪問では、児童と盲導犬が触れ合う貴重な体験を持つとともに、人と動物とが共生する社会の大切さを学ぶことができたと同っております。

県教育委員会でも、平成20年4月1日付の学校飼育動物活動の推進についてで、学校での飼育動物との触れ合いの大切さについて通知し、青森県獣医師会との連携のもと、各小・中学校へ動物愛護及び適正飼育の啓発を呼びかけているところであります。

青森市にある青森県動物愛護センターは、人と動物が触れ合うことのできる施設であり、昨年度は同センターが各地に出向いて行う訪問触れ合い活動を柳町ひまわり保育園、大平保育園が要請し、実施されております。また、むつ市教育相談室に

通う子供たちが7月30日に同センターの施設見学を行いまして、動物との触れ合い活動を体験し、子供たちの心が安らぎ、とても有意義な体験であったと報告を受けております。さらに、同センターの動物愛護ポスター募集には、むつ市内からもたくさんの応募があったとも伺っております。子供たちにとって、このような動物との触れ合いは大きな成長の糧になっているものと認識しているところでございます。

以上のように、当市の小・中学校における動物愛護にかかわる活動は、それぞれの学校の創意工夫により着実に推進が図られてきているものと考えております。教育委員会といたしましては、動物愛護センター等の活用を通して、子供たちと動物との触れ合い活動を推進してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 狂犬病予防注射率の向上につきまして、市長答弁に補足させていただきます。

狂犬病予防法により、飼い主に対しまして予防注射が義務づけられておりますが、昨年度のむつ市における予防注射は、犬の登録数が3,917頭に対しまして、接種した犬が3,002頭、率にいたしまして76.6%となっており、県平均の80.7%と比較いたしますと、低い数字となっております。現在注射率の向上策として飼い主のライフスタイルに対応できるよう年2回の集合注射の実施に加え、市内の動物病院においても予防注射の実施体制を整えており、市政だより、エフエムアジュール、ホームページ等により、なお一層の周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長初め教育委員長、また

担当の部長には、4項目にわたり丁寧なご答弁をいただきありがとうございます。再質問と要望を申し上げます。

まず、防災行政についてであります。この件につきましては、1日目の一般質問の皆さんにもご答弁されておりますので、重なる部分がありましたら除いていただいております。

深浦町では、5月26日に日本海中部地震また東日本大震災を教訓にした地震と津波を想定した防災訓練を町内の方を含めた全域で行いました。このように新聞とかテレビ報道でもありました。今回の地震の検証結果を踏まえまして、今後定期的に行われてきたこれまでの総合防災訓練等を含めた防災訓練のあり方についてご所見をお伺いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまで防災訓練は、平成17年度以降、大畑地区、川内地区、脇野沢地区、そしてむつ地区ということで、それぞれの会場で総合防災訓練を実施してまいりました。今年度は、10月4日にむつ地区大平岸壁、これを会場として実施する予定ということになっております。この訓練は、自衛隊、そしてまた警察、消防、それから防災関係機関、当然病院等医療機関等も入ります。その形の中でまず組織をつくり、対策本部をつくり、そしてまた住民の皆さんのご参加も呼びかけ、総合的な防災訓練、これを進めたいと、このように思います。

想定される災害は、震度6強というふうな形で、むつ地区と大畑地区で津波が発生したと、来襲したということ、この想定、これはこれまでのとおりの訓練の中の一部でございますけれども、今度新たに東通原子力発電所で原子力災害が発生したという想定をし、EPZ10キロメートル圏内、この住民の皆さんに対しての避難勧告、これを発令する訓練とか、避難道路の通行が遮断されたとい

うふうな場合を想定しての海路での避難。つまりこれは海上自衛隊の船舶を利用して避難する訓練、それから海上自衛隊の第25航空隊、このヘリコプターから地上に向けて拡声器によって、住民に避難警報だとか情報を伝える訓練、そういうふうなものも新たな訓練の項目としてつけ加え、3.11の教訓、この地域での教訓にしっかり対応していかなければいけないと、こういうふうなことで、内容の濃い訓練を今回はしていきたいと、このように思っております。

また、訓練の前でもさまざまな形でそういうふうな災害時、それに対する対応というふうなものは常に念頭に置いた形の中で啓蒙し、総合防災訓練の前でもさまざまな形の中で訓練をしていきたいと、このように思っております。

先般5月16日だったでしょうか、庁舎の中での火災訓練、シャッターがこれ閉まります。そういうふうなことでの訓練を行い、火災時に対する不測の事態に対する書類、避難、そういうふうなものも確認をいたしております。常に訓練を重ね、精度を高めていくと、そういうふうな取り組みをしていきたいと、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 被災者支援システムについて、準備に取りかかっていると市長より答弁をいただきました。県内では、稼働のためのキーを取得済みの団体といたしまして、青森市、大鰐町、鯨ヶ沢町、六戸町があります。また、震災後にこの同システムを導入した宮城県山元町では3つのデータベースが統合され、ここに住んでいる方の家の被災状況を追加しますと罹災証明書がスムーズに発行できまして、申請した件数に対し、発行は9割以上に上っているとお話がありました。1度この情報を登録しておけば、一元管理により義援金の支給など、再度の申請手続は要りません。行政、住民にとってとても助かり、またこのシス

テムは固定資産税の減免など、そのほかいろいろな効果もあると伺っております。準備の段階といいますが、稼働キー取得のためのそのお考えとか、そのようなことはどのように考えているのでしょうか、もう一度ご答弁をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 実は、このシステム、被災者支援システム、この部分におきましては、私もその情報を報道等でつかみまして、ただちに担当に命じまして、一たん起きたときには統合してやるシステムというふうなことで、非常に有効的なシステムであるというふうな認識をいたしましたので、ただちにこれに取り組むようにというふうな命を出したところであります。担当のほうでは、今鋭意さまざまな情報、他市の状況、全国的な状況、そういうふうなものも踏まえまして、今取り組んでおります。いついつというふうなことのなかなかお約束はできないわけですが、この部分においてはできるだけ早く、つまり今鎌田議員お話しのように、さまざまなシステムがあると思います。その部分において、住基ネットを中心とした形の中で固定資産税の問題だとか、それから避難所の問題だとか、そういうふうな形の中で統合したシステム、例えば私の名前を打ち込めば、被災の状況、そして義援金の問題だとか、そういうふうなものが一発で出てくるシステムだと、こういうふうな認識しておりますので、いざのときのために備えて早く完成をさせたいと、このように思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（富岡幸夫） 1 番。

○1 番（鎌田ちよ子） 質問の3につきましては、それに向けた取り組みをもう計画をされて、徐々に進められておりますので、早期のシステム導入がされますことを強く希望します。

また、質問の4の下北駅の公共交通体系の利便

性につきましても、担当部長初め早速動いていただきまして、いろいろ工夫をされ、これが実を結んで利用者の利便性向上になればと思っております。

また、コインロッカーに関しましても、恐山大祭の前に早く設置していただいて、利用される方に喜ばれるようにと願っております。

質問の2の人と動物の共生についてであります。このたびの大震災後、被災地でのペットを初めとする飼育動物の命あるものの悲惨な状況に心を痛めているのは私一人ではないと思います。生存者を探して救助するのが災害救助犬です。

3.11東日本大震災で活躍した災害救助犬レイラと調教師村田さんは、今回の救助活動は残念ながら別のもとなってしまったとの話をしております。レイラは、生きている人を見つけると、大喜びでほえ、早く見つけてと言わんばかりに駆け寄ってくるそうですが、亡くなっている場合は、その場で村田さんを見て悲しそうな目つきをする。一日歩いた場所だけでも150回以上も反応し、そこに旗を立てて進み、自衛隊が捜索する。旗を立てたすべてのところから遺体が発見される事態であり、一刻一秒でも急げば生存者が発見できるかもしれないと早く早くと前に進み、振り返ると自衛隊ははるか後方におり、我に返ると、いたたまれなかった。それは遺体が多過ぎて、収容する作業がついてこなかったからですとのことでした。

また、警察犬は人間の4,000倍から6,000倍と言われる鋭い臭覚等の能力を高度に訓練し、警察など法執行機関の捜査活動で活躍しています。むつ署管内では年間25件、むつ市全域と東通村をエリアとして囑託を受けた方4人が6頭の囑託犬とともに事件、事故の際に出動され、頑張っていたと刑事さんからお聞きをいたしました。そのほか私たちの生活を助けてくれているのが盲導犬、介助犬、聴導犬、セラピー犬、これは現代

の社会環境の中で私たちのライフオリティの向上に大きくかわり合いがある存在で、大切な大切な家族の一員、また頼れるパートナーとして、その役割を果たしています。

再質問は、ドッグランの開設についてお伺いをいたします。県内のドッグランの設置状況については、民間施設以外に十和田市が直営で進めていると動物愛護センターから伺ってきました。センター職員のお話では、利用者は犬の登録証、狂犬病、混合ワクチンの証明書などを提出し、会員として登録します。犬のしつけや体調の状態を確認し、トラブルのないよう利用されているとのこと。動物愛護センターでは、むつ市は狂犬病の予防注射で県内30番に位置しており、何とかこの狂犬病の予防注射の普及促進を図っていただきたいともお願いをされてまいりました。

このドッグランの開設によって、こういうところに集まった方々が、皆さんそのモラルも含めて動物とのかかわり合いを勉強するいい機会にもなると思います。多くの飼い主にとりペットが家族の一員であることは共通しています。時にはリードを外し、思いっきり遊ばせたいという気持ちも理解できることです。現代社会において、ペットとの共生は必要不可欠なものであり、ともに暮らし、ともに歩んでいかなければなりません。このペットとの共生社会ということで、ドッグラン開設について再質問いたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） ドッグランのことは、私も承知しておりますけれども、その場所が、ペットの、犬の運動不足の解消だけなのかなというふうな認識を持っておりました。その場所に集い、ペットを愛する人たちが集い、犬を愛する人たちが集い、そしてその場所がさまざまな情報交換、例えば狂犬病予防注射を高めましょうとか、そういうふうな場所になり得るといふふうな今ご意見を

伺いました。この部分につきましては調査をしてみたいと、このように思います。

ただ、場所の問題だとか費用の問題だとか、そういうふうなものもかかろうかと思えますし、また愛犬の運動不足、この部分よりも、市民の皆様方のサブトラックだとか、そういうふうなものも非常に要求が強い部分もございますので、じっくり調査研究をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） ドッグランについては、どうぞ調査をしていただいて、一日も早く開設していただければと願っています。

もう一つは、犬、猫のお墓についてお伺いをいたします。我が家でも運動公園で捨てられた子犬2匹のうち、息子が友人とそれぞれ育てることになり、保健所に引き取られる寸前に我が家に来て15年、昨年末に見送りました。青森市におきましては、三内霊園に犬と猫のお墓があり、多くの方がこちらを利用され、またお参りもされているとお聞きをいたしました。

さきに述べましたように、ペットも家族です。むつ市には大きな墓地公園があります。ここに犬、猫のお墓を新設していただきたくお伺いをいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今鎌田議員、ご自分のご体験の中でのお話もございました。実は、私もゴンという名前の犬を17年間育ててきました。そして、ちょうど9.11の世界的なテロの、そのときに送り出しました。さて、その後どうしようかというふうなことで、たしか川内と東通村にペットの火葬場があるということで火葬いたしまして、その後、さあどうしようかというふうなことで悩んだこともございました。その際、知り合いのご住職が、まずとにかく裏庭に埋葬して弔ってやるからとい

うふうなことで、その後そちらのほうで犬猫のペット用のお墓を建立していただきまして、そちらのほうに安置することができたというふうなことでございます。

県内他市の状況としては、公園の墓地及び斎場の敷地内に共同で埋葬できる施設が6カ所、6施設というふうなところでございますけれども、むつ市では公営、民間を問わず、ご要望におこたえするような施設は運営しておりません。しかしながら、9月に実施されます動物愛護週間に民間で供養祭が実施されておりますので、市政日より等の広報によりお知らせをしているところであります。

ペットの埋葬、これは下北半島の中のあるお寺には、そういうふうな形でございますし、それからむつ市内の、たしか橋を渡って右側に何かお墓があったように記憶しております。そういうふうなところも現在少しずつ展開がされておりますので、まずそちらのほうでご住職等々のご相談をいただきながら、それでもまだ不足というふうなことになれば、これもまた調査をさせていただきたいと、このように思います。ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 1番。

○1番（鎌田ちよ子） 市長からいろいろご自分の体験も踏まえながら、動物との共生ということでご答弁をいただきました。

今ご高齢の方、また団地等で動物を飼えない方、いろんな方がいらっしゃいます。また、愛護教育も含みますし、ぜひこのむつ市から狂犬病の予防注射も含めまして、いろいろな形での盲導犬も県内4頭のうち、この1頭がむつ市によろやく来てもらったということをお聞きしますので、盲導犬がこのむつ市に来られたということを知らない方もいらっしゃると思います。そういうことで、教育に関して命ということにつながって、これからいろ

いろ動物愛護センターにおきましては、もう一声かけていただければ県内どこでも参りますと伺ってまいりました。よろしく申し上げます。

これで質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、鎌田ちよ子議員の質問を終わります。

ここで午前11時10分まで暫時休憩いたします。

午前10時57分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の追加指名

○議長（富岡幸夫） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。

25番中村正志議員を指名いたします。

◎工藤孝夫議員

○議長（富岡幸夫） 次は、工藤孝夫議員の登壇を求めます。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） 日本共産党の工藤孝夫です。むつ市議会第208回定例会に当たり一般質問を行います。

まず最初は、福祉行政にかかわる問題であります。来年2012年度は、介護報酬及び介護保険法が改定されますが、新たな負担増が利用者や家族、さらには自治体にも大きな影響が及ぼされようとしています。そこで、介護保険法改定についてお尋ねいたします。既に現行の介護保険は、たび重なる改定によって利用者への負担増や、厳しいサービス制限によって必要な介護も受けられない保

険あって介護なしと言われる事態となっています。

このたびの介護保険法改定は、既に今国会に提出され、衆議院ではたったの10時間の審議のみで、5月31日本会議で可決され、参議院では今月15日、これまた8時間で可決決定されました。改定の問題の1つは、現在要支援の人たちが受けている調理や掃除、洗濯などの生活援助を制限し、新しく総合サービスを導入するとしています。しかし、中身はボランティアに任せる見守りなどの事態が起きかねません。総合サービスを行うかどうかは、自治体が判断し、要支援の人について介護保険の生活支援か、総合サービスか、決めるのも自治体が判断するものであります。

強行可決された改定は、要支援の利用者について、訪問介護やデイサービスなどを介護保険から外して給付を削減することを柱としています。これでは要支援者を支えることは困難で、行政本来の役割を捨てることとなります。改定は、市民と保険者である市行政に大きな影響を及ぼすことは必至です。

そこで、質問の1点目は、利用者と家族と自治体に負担を強いるこのたびの改定について、市はどのように対応されるのかについて問うものであります。

2点目に、改定は介護職員による日常の医療的ケアを実施させるとしています。しかし、介護職員の担う医療行為が省令の決定のみだけで拡大していくとしたら、介護職員の疲弊を招き、高齢者の命が危険にさらされるのではないかと危惧されますが、市行政としての対応と見解について伺います。

3点目として、改定では24時間巡回型訪問介護と看護を導入するとしています。短時間の巡回サービスで認知症など的高齢者に対応できるのか、従来の訪問サービスが縮小するのではとの危

惧を抱きますが、市の見解と対応について伺います。

次に、防災行政について質問いたします。この項目につきましては、これまで同僚議員も取り上げており、内容が重複される点についてはご了承を願います。

第1点は、地震、津波時における避難施設の見直しと避難場所確保についてであります。この件につきまして、防災対策の一環として、平成20年9月、第197回定例会でも質問させていただきましたが、川内地区には海岸沿いに7地区の地区公民館と1つの集会所施設があります。その中には、蛸崎地区公民館のように護岸堤から施設の外壁まで6メートル80センチしか離れていない施設があります。緊急避難場所指定の看板については、「津波のときは高台に避難してください」との新たな書き込みがなされました。しかしながら、地震に伴う津波を想定したとき、護岸から7メートルと離れていない施設が、果たして避難場所として適正と判断されているものかどうか、見直しの考えも含めて答弁を求めます。

さらに、宿野部地区公民館にしても、海岸河口河川からはここでも五、六メートルの距離に公民館があり、避難場所に指定され看板もあります。この点でも宿野部地区には高台に統合により廃校となった小学校がありますから、万一のときは電気、水道を使用できるようにして、一時的にせよ、避難場所として露や風雨が避けられるようにすることも対策の一つと考えるものですが、答弁を求めます。

第2点は、指揮、指導体制の確立についてお尋ねいたします。このたびの大震災に際して、市民の間でどこへどのように行動すればよいのかわからないという声が聞かれます。このことは、日ごろの避難誘導のシステムが確立されていないためと考えるものです。地震、津波時の行動のとり方、

誘導の仕方など、地区内での取り組みについて、行政がかかわり、事前にシステムを構築しておく必要があると考え、伺うものであります。

第3点は、新たな地域総合防災計画の作成にかかわり、地震防災ハザードマップについてお尋ねいたします。このたびの大震災の後、地震防災ハザードマップが毎戸に配布されました。その内容を見ますと、川内地区では一時避難場所としてふれあい広場1カ所が指定されているのみであります。これで、いざとなった際対応できるのか、このような計画で果たして市民の安全が図られるのか疑問であります。見直しを図り、新たな地震防災ハザードマップを作成し、毎戸に配布すべきと考えますが、答弁を求めます。

質問の第3は、市民の健康と生活環境を守るための放射線量測定事業の実施についてです。このたびの福島第一原子力発電所の大事故は、放射能に汚染された現場で作業する関係者の懸命の努力にもかかわらず、今も危機を脱しないばかりか、放射性物質は依然として環境に放出され続けています。また、政府が設けた暫定規制値も十分な科学的根拠に基づくものかどうか疑問が出ています。

国は、食品に関する放射性物質の指標を決めず、暫定規制値は原子力安全委員会が2000年に示した指標を緊急に引用したものとされています。地元福島県に限らず、北関東地方の農産物や水道水から暫定規制値を超える放射性物質が検出されたことは、既にご承知のとおりであります。今月11日の新聞報道では、横浜町で4月に採取したアブラナから体内に取り入れられた場合は、半減期が30年と言われるセシウム134と137が検出され、5月に東通村や六ヶ所村で松葉からセシウムが検出、むつ市では牧草からもセシウムが見つかったとされているところからあります。放射線防護専門家の指摘を受けるまでもなく、大気中に放出

された放射性物質は国境も県境もなく拡散されることは、これまでのチェルノブイリの原発事故でも証明されたし、今度の東京電力福島第一原子力発電所事故が示すところとなっています。子供は、大人と比較して放射線の影響を受けやすいことも指摘されております。そこで、食の安全、市民の健康と生活環境を守るためにも農林水産物や生活環境における放射線量を測定して、安心安全を図ることが必要ではないかと考えます。市として放射線量測定器を備え、オフサイトセンターの事業としても恒常的な調査を行い、市民に公表して、市民の安心安全を図るよう求めるものですが、所見を伺います。

最後に、河川行政の環境にかかわって伺います。私は平成21年、むつ市議会第201回定例会において、川内川上流水系での奇形魚発生の原因究明について、川内河川の汚れと川内ダム湖の影響との関連で質問した経緯があります。この件について、原因の究明に努めていく旨の市長答弁がありました。1年を経ようとしています、現時点での結果について伺うものであります。

以上、誠意ある答弁を求め、壇上からの質問といたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点目、福祉行政についての介護保険法改定案の問題点についてお答えいたします。大半の人間は、高齢になっても、あるいは病気や障害を抱えることになっても、住みなれた地域で、住まいで最後まで暮らしたいと望んでおります。当然ながら、むつ市の人々が下北地域で介護や医療サービスなどを継続的に受けられるような体制を築くことが何よりも優先されるべきことと認識しております。したがって、介護現場におけ

る安全性の確保につきましても、医療的観点からはもちろんのこと、利用者の視点や社会的観点からも納得のできる仕組みにしていかなければならないものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、ご質問の詳細につきましては、担当部長より答弁いたします。

次に、防災行政のご質問については、担当部長からご説明いたします。

次に、環境行政についてのご質問にお答えいたします。市民の健康と生活環境を守るための放射線測定事業の実施についてということですが、福島第一原子力発電所での原子炉冷却機能喪失に伴う放射性物質放出事故は、福島県はもとより広範囲に影響を与えており、避難地域はもとより、周辺地域等においても環境放射線量が平常時と比較して高い数値が計測されるなど、人体や環境への影響が懸念されております。飲食物の安全性、住民に対する健康被害が懸念される中、政府は飲食物摂取制限に関する指標として、暫定規制値を定めたとありますが、工藤議員からご指摘がありましたとおり、この規制値については疑問視する声も聞かれております。

県内の原子力施設の立地自治体である東通村並びに六ヶ所村においては、青森県及びそれぞれの原子力事業者との3者間で安全協定を締結しており、県と事業者はこの協定に基づいて、原子力施設に係る環境放射線モニタリングを行い、地域住民の安全確保並びに環境保全を図っております。

また本市、横浜町及び六ヶ所村と東北電力株式会社との間には、県の立ち会いのもと、東通原子力発電所隣接市町村住民の安全確保等に関する協定が締結されており、測定値に異常が認められた場合等にはただちに連絡が入ることとなっております。

なお、本市の中間貯蔵施設については、安全協

定をまだ締結しておりませんが、施設周辺に係るモニタリングも行われております。

測定結果につきましては、学識経験者を初め市町村長、議会議員、漁協、婦人団体の長などで構成される青森県原子力施設環境放射線等監視評価会議において定期的に評価確認が行われておりますが、詳細については担当部長に説明させます。

次に、河川行政についてのご質問につきましては、担当より答弁いたします。

○議長（富岡幸夫） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 工藤孝夫議員の福祉行政について、介護保険法改定案の問題点についてのご質問の市長答弁に補足いたします。

まずは、要旨の第1点目、要支援認定者が介護保険給付から除外された場合についてお答えいたします。ご質問の要支援認定者につきましては、一概に介護保険の予防給付から除外するというものではなく、保険者である市町村が利用者の状態や意向に応じまして、予防給付で対応するのか、予防給付以外の介護予防あるいは日常生活支援のためのサービスで対応するのかを判断し、どちらかに振り分けるというものであり、むしろ利用者の意向と状況に合ったサービスが受けられるという利点があることから、サービスの低下につながるものではないものと認識しております。したがって、現在予防サービスを利用している方々が個々に合ったサービスを受けられるよう、介護予防事業、日常生活支援サービスの整備を図り、かつサービスのマネジメントにも力を入れてまいりたいと存じます。

次に、質問の要旨第2点目、介護職員に医療行為をさせている現状についてお答えいたします。全国的な人口比率に占める高齢者の増加と、皮肉にも医療水準が年々上昇することによって軽度の医療処置を伴いながらも特別養護老人ホームや在宅で余生を送られる方がふえてきております。し

かしながら、医療行為を実施できる看護師等有資格者のマンパワーは全国的にも不足しており、医療行為を必要としている方々に満遍なく行き届くことができている現状にあります。したがって、今後の在宅医療や介護現場においては多くの職種との連携が必須であり、療養する人々を介護するためには、他の職種から構成されるチーム編成の必要性も一層求められております。

さらに、近年医療処置の必要な要介護者の増加に伴い、特別養護老人ホームにおいても高齢化はもとより、要介護度の重度化など医療的ケアを必要とする入所者が増加しております。その一方で、特別養護老人ホームは本来的には医療提供を主な目的とした施設ではないことから、看護職員の配置等医療処置のできる体制が十分ではなく、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要となる要介護者の入所が難しいという厳しい現実も抱えております。

このような背景を踏まえまして、厚生労働省は平成21年9月より特別養護老人ホームにおける看護職員と介護職員の連携によるケアのあり方に関するモデル事業を実施しており、平成22年12月にはこの制度のあり方検討会から一定の指針が示されております。これによりますと、介護職員等によるたん吸引の実施については、医師、看護職員との適切な連携、協働のもとに行われることが必要とされており、具体的には基本研修、実地研修を施行事業とされているところであり、厚生労働省では今後さらに教育内容や看護職員との連携協働のあり方や安全確保の具体的な内容など、詳細な制度設計を引き続き検討するとしております。

市といたしましても、国の法案に従いまして、特別養護老人ホーム等で療養されている方々が安楽に過ごされますよう、また介護現場で働く職員の皆様にとっても、より安全な介護ができるような職場でありますよう指導支援していきたくと考

えております。

次に、ご質問の要旨第3点目、24時間巡回型訪問介護の導入についてであります。議員ご承知のとおり、高齢者が住みなれた地域で安心して過ごすためには、在宅においても24時間対応で、要介護高齢者に対し必要なときに必要なサービスが受けられるよう本年3月11日に介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案が閣議決定されました。その内容は、24時間対応の定期巡回、随時対応型サービスの創設や保険者機能の強化等を盛り込んでおり、医療、介護予防、住まい、生活サービスを切れ目なく提供する地域包括ケアシステムの実現に向けての取り組みが骨子となっております。むつ市においても、地域包括ケア推進事業としてむつ市内の介護保険サービス事業所等にも働きかけをいたしました。24時間巡回型訪問介護事業を開始するという意思を示した事業所はありませんでした。理由といたしましては、24時間対応できる介護スタッフ等の確保や、事業費の継続において困難であるとの回答を得ており、現実的な事業展開には至っておりません。

また、議員ご指摘の認知症高齢者への対応に関してのお尋ねでございますが、むつ市においては地域支援事業やむつ市独自の高齢者サービスの中の一次予防事業等におきまして、認知症に関しての研修会を地域住民の皆様を開催しており、昨年度は委託の包括支援センターの協力も得まして、各地域におきまして、合計663名の地域の方々が認知症予防セミナーや認知症サポーター養成講座研修を修了しております。認知症の高齢者を抱えるご家族や介護者につきましては、一方ならぬご苦労があるものご推察いたしますが、家族や地域で高齢者を暖かく見守り、異常行動の早期発見、危険防止等へつなげていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 大きな2点目の防災行政について市長答弁に補足説明させていただきます。

津波に対して海岸沿いにある避難場所の見直しと、高台にある廃校等の避難場所としての活用についてのお尋ねでございます。海沿いにある避難場所は、議員ご指摘の川内地区を含めて市内全体で20カ所ございますが、津波の避難場所としては適しておりませんことから、大畑地区の正津川小学校、旧佐助川小学校、赤川地区公民館の3カ所以外の避難場所表示看板には、「津波のときは高台へ避難」などと表示しておりまして、現在表示されていないこの3カ所につきましても、今年度木造製の看板からアルミ板の看板に更新することとしておりますことから、その際に表示することとしております。

海沿いの避難場所につきましては、津波に対しては適しておりませんが、土砂災害、洪水等の災害時の避難場所としての役割は果たせるものでございまして、避難場所としての指定は継続してまいりたいと考えております。

また、高台にある廃校等を避難場所として活用できないかとのことでございますけれども、ふだん使用されていない建物に電気や水道を引き込むには時間を要しますし、緊急時の避難場所としては不適切ではないかと考えております。避難場所の指定につきましては、今後精査検討し、見直ししてまいりたいと考えております。

津波対策につきましては、避難場所の設定も大切でございますが、このたびの東日本大震災においてもそうでありましたように、特に住民個々の初動が重要でございまして、住民自らが常日ごろより防災意識を高めておくことが必要であろうかと考えております。

市では、居住地周辺あるいはふだん使う道路等

が海からどれくらいの高さであるかを認識していただくために、このたび下北交通株式会社のご理解、ご協力を得まして、むつ地区の出戸から大畑地区の赤川までの津軽海峡沿岸のバス停留所を利用させていただき、海拔表示標識を設置いたしました。この後津軽海峡沿岸の避難所等にも海拔表示標識を設置してまいります。陸奥湾沿岸地域におきましても、JRバス東北株式会社のご協力を得ながら、同様にバス停留所及び避難所等に海拔表示標識を順次設置していく予定としております。

バス停留所のない大湊地区の海岸沿いにつきましては、主要な坂に海拔表示標識を設置する予定としております。

次に、災害時の市民の避難誘導システムの構築についてでございます。当市における災害時の避難誘導の初動対応といたしましては、市民に迅速かつ正確な情報を伝えることができるように防災行政用無線やエフエム放送を活用するとともに、広報車等により消防などからも呼びかけを行うこととしております。しかしながら、災害の対応によっては、それだけでは十分な対応ができない事態も想定されます。

災害発生時には、まず自分の身は自分で守ることが大切でございまして、その次に地域で協力し、助け合って避難することが必要となります。そのため町内会を単位とした自主防災組織をつくっていくことが必要で、訓練などを繰り返して行うことにより災害時のスムーズな避難が可能となるものと考えております。

市では、現在町内会等の会合を通じて自主防災組織の結成について力を入れて取り組んでおりますことから、工藤議員初め市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、地震防災ハザードマップの川内地区の一時避難場所についてでございますが、このハザー

ドマップにおいて川内地区の一時避難場所がふれあい広場の1カ所しか指定されていないというようなことでございます。地震防災ハザードマップにつきましては、むつ市の地域防災計画地震編をもとに作成しております。現在の防災計画書に登載している避難場所については、合併前の各市町村で作成しておりました防災計画書にある避難場所をそのまま反映させたことから、川内地区の一時避難場所が1カ所となっております。今後津波に対する避難場所の見直しについて、あわせて検討してまいりますけれども、地震防災ハザードマップにおいては一時避難場所一覧のところに学校のグラウンドなども一時避難場所である旨記載されておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、県及び原子力事業者が行っている環境放射線モニタリングについてでございます。この原子力施設に係るモニタリングにつきましては、空間放射線を連続して測定するとともに、環境試料を定期的に採取測定し、その結果を四半期ごとに取りまとめ、評価を行った後公表しているものでございます。県においては、3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴いまして、これまでのモニタリングを継続して実施するとともに、環境試料中のヨウ素131の測定も行っているというところでございます。県及び原子力事業者が行った3月11日から5月31日までのモニタリングの結果によれば、この期間の空間放射線量率の測定結果に異常は認められなかったとのことでございます。

また、この期間に採取、測定を行った環境試料中のヨウ素131、セシウム134及びセシウム137については、一部の試料から、これらの放射性核種が検出されましたが、いずれも微量であり、健康への影響はないとしております。

飲食物につきましては、国において摂取制限に

関する指標値を定め、その値を超えた品目については出荷制限あるいは摂取制限がとられることから、現在流通しております飲食物については摂取しても健康には影響がないものと認識しております。

次に、市が独自に放射線測定器を備えて農水産物や生活環境における放射線を測定してはどうかとのことでございますが、現在は簡易に扱える放射線測定器が市販されているようでございます。このような測定器は公園や校庭等における放射線量をはかるものと考えておりますが、市で備えることについては今後研究してまいりたいと考えております。

また、食の安全に関しては、市内の漁業協同組合において納入先からの要望を受け、ホタテガイの放射性物質について分析機関での分析を依頼する予定であると伺っております。このような分析につきましては、高価な測定機器や技術者等が必要となりますことから、市ではそのような体制を整えることは難しいと考えておりますが、先日の新聞報道によりますと、県においては早ければ7月にも下北ブランド研究所に測定機器を設置して放射性物質の検査を行うとのことでございまして、安全安心な県産農水産物の供給について確保されるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 川内庁舎所長。

○川内庁舎所長（布施恒夫） 河川行政についてのご質問にお答えいたします。

川内川上流水系での奇形魚発生原因の究明についてであります。この件につきましては、平成21年8月開会むつ市議会第201回定例会において工藤議員のご質問にお答えいたしておりますが、その後の調査結果についてお答えさせていただきます。

まず、奇形魚の確認をするため、この年の10月

にウグイの捕獲を試みましたが、時期的な問題から、この年は捕獲できませんでした。翌22年の気温の上昇した7月に2度実施いたしましたが、捕獲できず、その後の8月末に5匹を捕獲いたしましたが、まだ斑点が薄かったため、9月に再度実施して12匹を捕獲、県の産業技術センター内水面研究所へ連絡して、大中1匹ずつ生きたままで持参し、調査していただきました。

調査の結果は、黒点病と判断されましたが、ホタルのえさとなるカワニナが生息している河川、日本各地の河川で通常よく見られるとのことであり、生で食べないで加熱して食べると問題ないとのことであります。

ダム湖の影響との関連につきましては、今後とも原因究明に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 再質問させていただきます。

まず、河川行政についてであります。この環境と奇形魚との関連、川内ダムとの関連、この件については今後とも継続して研究していきたいという経過的なご答弁でした。これは、ぜひ今後も追跡調査的なことでしっかりやっていただきますようにご要望しておきたいと思っております。

順序は逆になりますけれども、3点目の放射線量測定事業の実施についてでありますけれども、報道では農協、漁協などが測定器を購入する場合は、県でもって半額補助するというので、各団体に購入の意向を確認していると、こういうふうに報道されておりますけれども、この状況をわかっておりましたらお知らせ願いたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 状況というようなことをございますけれども、私の段階ではまだ新聞報道の内容しか把握はしておりません。市内の漁協等においては、そういうような動きがあるやに

は聞いておりますけれども、はっきりした情報等は私のほうではちょっとつかんでおりませんので、ご了承願いたいと思っております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） この環境の影響については、これから海産物も含めてどんどん出てくるのが予想されるわけです。そこで市長にお尋ねするわけですが、市長は公約の中でも「むつ市のうまいは日本一」だということですからずっとやってまいりましたけれども、風評被害についてはどのように対処なさるのか、この点をお聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 風評被害への対応というふうなことでございますけれども、しっかり県を通じて、先ほど部長が答弁いたしましたように、私はもとより「むつ市のうまいは日本一」というふうなことでございますので、その商品がまず基本的に汚染をされていないということ、こういうふうなことはしっかりと確認はしなければいけない。早ければ7月には下北ブランド研究所に測定機器を県のほうで設置して放射性物質の検査を行うというふうなことでございますので、この部分でしっかりと確認をしてもらわなければいけない。

そしてまた風評被害、風評でございますので、その検査の結果をもとにして地域で生産されているものは安全であるというふうなことをPRしていかなければいけない、このように思っております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 防災行政について伺います。

部長答弁では、地震防災ハザードマップについては見直しするところは見直ししていきたいという答弁だったと思っておりますけれども、これは先ほども壇上で述べましたけれども、川内地区は1カ所のみと。このたびの3.11の震災後に毎戸配布され

たわけですから、実態とはマッチしていないわけです。したがって、その見直しして作成したものを毎戸に配布すべきだと、私はそのように壇上でも申し述べましたけれども、その意思があるのかどうか、この点についてお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今回の地震防災ハザードマップの配布、これは3.11以降なされました。これは、昨年から計画をいたしまして、順次その手続を経て手配をしておったところでございます。ちょうど時あたかも震災後に配布されたわけでございますけれども、この部分においては3.11、その前でございますので、策定をしたのは、この部分においては、その教訓をしっかりと生かした中で地震防災ハザードマップ、これらは検討していかなければいけないと、このように認識をいたしております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 指揮、指導体制の確立の問題についてお尋ねいたします。

地区とこれから一緒になって訓練していきたいという答弁がなされましたけれども、私思うのは、まずその地区、地区によっていろいろ地形も違うし、さまざまな条件もあるわけです。ですから、一番市の行政として取り組まなければならないのは、その地区ごとで懇談して、コミュニケーションをしっかりと図ることが非常に大事になってくるのではないかなという気が、今度の場合特にいたしました。さまざまな苦情を聞く中で、そういう思いを強くしたわけですから、その点でその意思があるのかどうか、この点についてお聞かせください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地域の自主防災組織、やはりそれをしっかりともう現在積極的に取り組んでおるところもでございます。その部分で、地域の自

主防災組織、その組織を地域のほうでしっかりと組むような形、そういうふうな機運の醸成、それを行政として仕掛けていかなければいけない。そして、その際にさまざまな部分で初動態勢、どういうふうな初動をすればいいのかというふうなことをさまざま情報を提供していきたいと、このように思っています。

この初動のための情報提供、これはさまざまな場面を通じまして提供させていただきたいと。初動は、チャンネルを多くしなければいけない。そのためにもまず取り組んだのが海拔表示でございます。それによってこの地域、この場所が海拔何メートルにあるのかというふうな意識をまずその頭の中にすり込んでもらって、初動のときにはどういうふうな形というふうな啓蒙、それをどんどん、どんどん進めていきたいと。当初は津軽海峡沿いの大畑地区、関根地区を中心としてスタートいたしましたけれども、順次陸奥湾内、そちらのほうにも進めていく計画でございますので、ご理解とご協力をお願いしたい、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） このことをなぜ強調するかといいますと、先ほど部長答弁の中で、津波が予想された場合は高台に避難してくださいという書き込みがあったと、私もたしか見てまいりました。でも大看板を見れば、慌てている場合は、「緊急避難場所」というのだけがぱっと目に入るわけですから、その下のほうに青い書き込みがあるだけの字はずっと小さいわけで、ですから地域とよく話し合っしてほしいというのは、そういう意味です。看板を見て、ちゃんと確かめて逃げなさいよと、そういう指導もあるかとは思いますが、それだけでは、この看板だけでは事態は避けられないというふうに思いますので、この点はしっかりと地区の皆さんと相談しながら体制を組んでいただきたいというふうに、これは要望してお

きたいと思います。

介護保険法の改定について再質問いたします。部長答弁では、一概に除外された者が不利になるような、サービス低下になるようなことはないのだという答弁でありました。しかしながら、この総合事業を実施するに当たっては、利用者本人の意思を最大限に尊重することという附帯決議が出されましたね。したがって、その要支援者に市が支援事業のほうでやってもらいなさいと、こう言った場合に、いや、私は今までどおり介護保険のほうでやりたいのだといった場合、その要支援者の要望がかなえられますか。

○議長（富岡幸夫） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） そもそも国が介護予防事業の強化を行ったというのは、介護度の高い高齢者の増加を抑制するという意味合いがございました。したがって、何度も繰り返しますように、要支援者の方を保険給付から除外することはあり得ないものと認識しておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

また、今後は国や県の動向を注意深く見守りながら対処してまいりたいと考えております。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） この総合事業は市町村がやることができると、このように規定されたわけですが、このサービスが低下するという懸念は、どうということから来るのかといいますと、この総合事業でやれば財源が3%という上限があるので、ところが、今現在介護事業でやっている財源というようなのは介護給付費が5.9%だと言われているわけですから、市が財政のことを考えれば、総合事業のほうにいったらどうかと進めがちになるのではないかと、全国からの懸念があって、こういう問題が今起きているのです。ですから、あり得ないという部長答弁ですが、あり得ないということで確認してよろしいですか。

○議長（富岡幸夫） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 基本としてはあり得ないものと認識しておりますとお答えしましたが、数値的な問題でもございますので、その辺は動向今後注意深く見守りながら、きめ細かい対応をしたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 現在要支援者は何名おられますか。

○議長（富岡幸夫） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） 現在要支援者、要支援1ということになりますと、これ月別で人数が変動しますので、平均値ということになりますけれども、要支援1ということになりますと、22年度の数値では281名、要支援2が428名です。そのうち要支援1につきまして、何らかのサービスを利用している方は平均値で175名、要支援2につきましては318名ございます。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 次に、介護職員による医療行為の問題について見解を再度伺いたいと思います。

現在特別養護老人ホーム等で看護職員がたんの吸引などをやっているわけですが、これは答弁の中にありましたように、やはり国による看護不足、医師不足、そういうものがベースになってこういうゆがんだ形になっているわけですが、今国で改定された中身を見ますと、省令でもって拡大していくということですから、そういう中で介護職員の中では医療の知識の問題、それから技術が十分でない問題、こういう中で事故が起きるといふことへの不安を持っているわけです。そういうわけで、万が一事故が起きたとした場合の責任はだれが負うこととなります

か。

○議長（富岡幸夫） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（松尾秀一） お答えいたします。

医療事故の補償につきましては、当然ながら各施設とも損害補償保険に加入していると聞いております。したがって、行政の立場としては、その部分につきましては、極力サポートするよう今後も対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 介護職員にとっては、今度の改定でもう一つ大きな不安を持っているものがあります。それは、非常に任務が、仕事が過重になっているために離職したいと離職希望者がふえている。今度の改定では、さらにこの危惧が多くなっていく、こういう問題があります。離職者をふやさないような行政指導、そういうものを強化していただきたい、このように思いますけれども、市長、どのように考えますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） かなり厳しいお仕事でございますので、それは個々のさまざまな仕事の内容、そしてまた報酬と言いますとちょっとあれですけども、その経営者側とのその部分でのつり合い、対応のあり方、そういうふうなもので離職をなさるといふような部分もありますでしょうけれども、行政側でどうするといふようなことは、なかなかこれはできないものではないかと。個々の契約の中で、これは介護職員としてお務めになっていると。しかしながら、その部分で報酬等につきましては、たしか工藤議員かなりこれまでご質問なさいました。国の制度の中で交付金、また補助金といふような部分で手当をされておるわけでございますので、その部分で対応していただきたいというふうな思いをしております。

ただ、非常にこれはドクターも不足でございます。看護師も不足でございます。福祉関係のその部分の職員の皆様方も非常に不足をしているというふうな認識はいたしておりますけれども、行政としてこの部分において、さあどんどんというふうな形、これはなかなかできないものであります。ただ、医師の確保と看護師の確保、この部分については行政としてしっかりとこれは対応を進めている状況でありますので、その部分についてはご理解いただけるものと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 3点目は、24時間の巡回型訪問介護の導入の問題であります。部長答弁でもこの点につきましては言われましたけれども、私もまだ改定案の段階で2つの施設を訪問して、この国が進めようとしている改定案についての見解をお聞きすることができました。

部長答弁にもありましたように、施設のほうでも非常に懸念していることの一つは、国はもっと議論してほしいと。先ほど私衆議院で10時間、参議院で8時間という話をしましたけれども、こういう重大な問題をそういうスピード審議で強行していいのかというやっぱり現場の声があります。もう一つは、現場の実態と国の今やろうとしていることは乖離しているという話でした。この2つ、これが強調されました。ですから、部長答弁にもありましたように、引き受ける施設がないと、24時間体制は、こうなるのです。ですから、こういう点では非常に大きな問題を抱えているわけですね。それは、先ほど市長も若干触れたかなと思っておりましてけれども、診療報酬、それから介護報酬、これは低く抑えられて、なかなかこれ国で上げようとしません。こういうところから来ている問題だし、医療崩壊、介護崩壊、こういう言葉さえ出ているというのが実態なわけでありませう。

私、これがもう導入されるということになりますと、来年の4月から、市町村間でサービスによっての格差が生じてくるのはもう間違いないだろうなという懸念をしております。この点についての市長のご見解をお尋ねいたします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、衆議院、参議院で数時間の議論しかなかったと、この部分は国の議員のほうの、国会のほうでの動きであろうかと思えます。その前段がかなりお話し合いがあったものではないかなと、こう推測はするわけですが、その状況は私は把握はしておりません。そういうふうな形で、しかしながら民主主義のルールに従って決定をしていった、決定をするのだと、そういうふうなものの動きはそれなりに地方自治体の長としては、これを把握し、そして政策に、施策に展開をしていかなければいけないものと、このように思います。

また、感想を述べられました。現場とかけ離れていると。この部分は、国の政策、ややもすればそういうふうなところがあるのは私も重々認識をしております。例えばこれも今議会でもかなり話題になっております防災の関係の中で、下北半島縦貫道路を一日も早くというふうな思い、これなかなか現場と我々と中央の霞が関や永田町を中心とする方々とのかけ離れている部分、そういうふうな部分は私も重々認識を共通、共有するところでもあります。そのために積極的に政治力を結集して取り組まなければいけないと、こういうふうな思いをしております。

さらに24時間体制、たしか工藤議員に川内診療所の説明会の際に同席をなさっていたと思えますけれども、お医者さんに24時間の体制をとれというふうなこと、それはドクターが不足している中で、24時間365日休まず配置をするというふうなこと、これは逆に自らの身、また自らのご子弟の

方々がそういうふうな立場になったら、果たしてそういうふうなところにいるだろうか。でも一生懸命務めているのだと。それは、医療に対する志を持ってして取り組んでいるというふうなことでございますので、その部分ご理解をいただきたいと。例えば24時間介護、この体制をとるということは、介護を受ける方、また介護をする家庭の方々、この方々にとっては非常に便利、そしてまた自らが疲労感、そういうふうなものを感じないし、そういうふうな部分は有益なもの、このように考えますけれども、果たして24時間体制をとる、今度は経営のほう成り立つだろうか、そしてまたスタッフのなり手があるだろうか、そういうふうなのがやはり現実としてあらうと思えます。そういうふうな部分で、さまざま地域の中でこれは支え合い、また基本になるのは家族であります。家族が支え合い、そして兄弟、姉妹が支え、そして親族が支え合っていくと、そして地域でそれを支えていくと。そういうふうな介護の体制にしていかなければいけない。これから高齢化が進むわけでございますので、もっともっと進むわけですから、そういうふうな支え合いの地域コミュニティ、そういうふうなものが必要であらうと思うし、その部分においては行政としてサポートできるものはサポートしていかなければいけない。

一方、そういうふうな施設がふえてくる、ふやすと、こうなりますと、今度はまた一方で介護保険料が高くなると、こういうふうな部分もあります。非常にそのはざままで悩んでいるというふうなのが現実であります。しかしながら、各市町村との格差が出るのはどうだろうかというふうなお尋ねでございますけれども、その部分においては基本的には平均的なものを目指し、そして平均的なものを超えるようなむつ市の福祉、これはすばらしいなというふうなことを自力をつけながらやっ

ていく必要があると、こういうふうな思いで今後
も取り組んでいきたいと。それもやはり財政の状
況があります。まだまだ一般会計、平成22年度で
1年前倒しで解消したものの、3診療所の不良債
務、そういうふうなものがございます。それから
むつ総合病院の債務負担行為、それもあります。
そういうふうなものをしっかりと見きわめなが
ら、優位性を持った形の中でこの福祉、これを進
めていかなければいけないと、このように認識を
いたしているところでありますので、ご協力とご
理解をお願いしたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 4番。

○4番（工藤孝夫） 川内病院並びに診療所の問題
と関連して答弁されましたけれども、だからこそ
市長、国が引き起こしてきた医師不足、看護師不
足、こういうものに対して、市長が国に対してし
っかりと声を上げていくべきだということを何度
も言わせてもらってきたつもりであります。今後
とも、先ほど壇上でも言わせていただきましたけ
れども、要支援者、あるいは24時間の看護体制の
問題、それから過重労働、こういう問題にかかわ
って非常に患者の命と健康に直結する大事な問題
が内包されているということでもありますので、先
ほどしっかりとやっていきたいという答弁のよう
に私は受けとめましたけれども、スタッフが不足
するのも医師が不足するのも看護師が不足してい
るのも、先ほど述べたように介護報酬、診療報酬、
こういうものに起因しているというふうに思いま
すので、この点についての見解を最後にお聞きい
たします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどもお話をいたしまし
たように、どんどん、どんどん施設をつくり、待
機者をなくしていく、そしてサービスを充実させ
たいという気持ちはございます。しかしながら、
一方ではそれは市民の皆様方、介護保険料として、

また上積みされていくというふうなところ、そこ
のところをどういうふうな形でそのあんばいをし
ていくのかというふうな、それは私一人で決める
ことではなくて、さまざまな審議会を通じてご議
論をいただき、市民の皆様方の声を大切にしてい
き、これは進めていくべきものと、このような思
いをいたしております。ただ、他の市町村の福祉
の水準、これには決して引けはとりたくないとい
うふうな思いで今後も福祉行政を展開していき
たいという決意でございます。

○議長（富岡幸夫） これで、工藤孝夫議員の質問
を終わります。

昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

午後 零時11分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◎野呂泰喜議員

○議長（富岡幸夫） 次は、野呂泰喜議員の登壇を
求めます。10番野呂泰喜議員。

（10番 野呂泰喜議員登壇）

○10番（野呂泰喜） 改革21会派に所属をしており
ます野呂でございます。このたび未曾有の災害、
東日本大震災により被災されました皆様に心から
お見舞い申し上げます。一日も早い生活復興と皆
様のご健康をお祈り申し上げます。

さて、東日本大震災で直接的な被害は、一部地
域を除いてありませんでしたむつ市及び下北半島
でありましたが、震災による景気の急速な悪化が
出てきております。もともと経済基盤の弱いところ
に震災による物流が滞り、消費マインドが一気に
冷え込んだゆゆしき状態であり、震災の余波に
よる経営破綻に陥る事業所も今後一層表面化する

ことが考えられます。

むつ市議会第208回定例会に当たり、通告順に従い一般質問を行います。市長並びに理事者におかれては、前向きなご答弁をお願いいたします。

市内小・中学校の耐震整備につきましては、一日でも早い耐震性強化に取り組んでいただきたく平成21年8月開催されましたむつ市議会第201回定例会におきまして、学校施設耐震化計画をもとに質疑をさせていただきました。それによりますと、市内に小学校15校、中学校9校があり、平成21年度時点で耐震化計画が必要とされた小学校が5校、第一田名部小学校、第二田名部小学校、関根小学校、大平小学校及び城ヶ沢小学校でありました。中学校では3校、大湊中学校、大畑中学校、脇野沢中学校、また改築を予定されていた脇野沢小学校、関根中学校とありました。

質問であります、小・中学校耐震化計画の進捗状況はどのようになっているのかお伺いいたします。いまだ耐震化及び改築がなされていない学校は現在何校あるのか、また何年度を予定しておるのかをお聞きいたします。

国道338号大湊地域の融雪溝整備につきましては、むつ市議会第207回定例会にての質問を考慮しておりましたが、東日本大震災によりこのたびの第208回定例会に内容をスライドさせましたので、季節感が多少ずれるかもしれませんが、ご理解をお願いいたします。

行政主導により桜木町に広大な雪の堆積場を設けていただきましたおかげで、排雪トラックの往復の時間が大幅に短縮されましたので、歩道除排雪が計画的にできましたことから、昨年は8割方歩道の使用が可能な状態まででき上がったと思われれます。大湊地域ボランティアの助け合いましょう精神、子供たちは地域住民が一体となって育てましょうの精神、よき伝統であり、文化でありましょう。各町内会の歩道除排雪に協力をしていた

だいております皆様に心から感謝を申し上げます。

質問であります、大湊新町から桜木町まで融雪溝整備がなされておりますが、宇曾利川から新城ヶ沢までの整備計画がどのようになっているのかお聞きをいたします。大湊新町から桜木町までは、融雪溝で既に運用がなされておりますが、桜木町、宇田町、川守町、大湊上町、大湊浜町の各町内とも融雪溝の水量不足が原因で雪の塊を入れても解けない、流れない状態であります。水量確保をどのように考えておるのかお聞きをいたします。

最後に、芦崎海岸の侵食対策について質問をいたします。芦崎海岸の侵食対策につきましては、同僚議員でもあります高田正俊議員が平成8年6月のむつ市議会第148回定例会においてむつ市観光条例制定化に向けての考え方として、芦崎海岸の侵食を防ぐ保全対策として質問しておりますので、私といたしましても同趣旨の質問をいたします。

そこで、第6次海岸事業五箇年計画が平成8年度から始まり、平成12年度までの芦崎侵食対策事業が実施されましたが、平成12年度以降侵食対策事業はどのようになっているのかお聞きをいたします。

芦崎海岸の砂嘴は、京都府の天橋立、静岡県の大浜と並んで日本3大砂嘴の一つでありますので、風光明媚な良港保全及び景観保全のため、国・県に要望すべきであろうと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 野呂議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、学校の耐震整備につきましては、教育委員会から答弁をいたします。

次に、国道338号大湊地区の融雪溝整備についてのご質問にお答えいたします。大湊地区の融雪溝整備区間は、大平町を起点とした桜木町までの約4,970メートルであり、青森県が平成8年に着工し、平成18年に全線供用開始し、現在に至っているところであります。

1点目の宇曾利川から新城ヶ沢までの区間につきましては、以前より地元からの強い要望により青森県に歩道整備の要望をしまいた経緯がございます。この整備状況といたしましては、堺田地区及び新城ヶ沢地区の一部で歩道整備が完了し、現在宇曾利川地区の路肩の拡幅を行っているところであります。整備済みの区間は、いずれも側溝改良を終了しておりますことから、改めて融雪溝整備を行うことは困難であると考えられます。市といたしましては、引き続き青森県に対し同区間の歩道整備を要望してまいります。今後は歩道として整備される側溝に融雪溝の機能を付加できないか検討していただくようあわせて要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の融雪溝整備がなされ、既に運用している地域での水量不足についてであります。市といたしましては、水量不足の解消について、これまで下北地域県民局に状況を説明し、協議を重ねてきたところであり、昨年度下北地域県民局においてふぐあい解消のための既存施設の現況調査、補修対策等の検討を行っております。下北地域県民局では、この調査検討の結果をもとに漏水防止のための目地補修や止水板の修繕交換を行うとお聞きしておりますので、市といたしましても、協力しながら水量の安定供給に努めてまいりたいと考えております。

また、この融雪溝は青森県の計画段階で歩道部分の雪を対象としており、屋根雪や宅地内の雪を考慮していないため、多量に投雪された場合、側

溝内で雪が詰まり、水が流れない要因の一つになっているものと考えております。これは、雪を流す流雪溝ではなく雪を解かず融雪溝であることから、気温が低い状態が続くと雪の量の増加と相まって、雪を解かすまでに時間がかかり、下流側に水が到達するのが遅くなるものと推察しております。なお、利用者の皆様には融雪溝に関する利用方法等についての知識を深めていただくべく広報紙などを通じてお知らせしてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、芦崎海岸の浸食対策についてのご質問にお答えいたします。この事業は、芦崎海岸の砂嘴の浸食が進行したため、県の海岸浸食対策事業として行われたもので、昭和61年から整備が進められ、全体計画3,673.3メートル、事業費約20億5,000万円で平成14年に完工したものであります。芦崎海岸の砂嘴は、京都の天橋立、静岡の三保の松原と並ぶ砂嘴の一つであり、むつ市においても景観上重要な砂嘴として後世に残さなければならぬ自然であると考えております。

ご質問の1点目、平成12年第6次整備以降の状況についてであります。先ほども述べましたとおり、平成14年に事業は完了しており、平成15年は現場を目視で確認し、その後は航空写真での確認ではあります。侵食は進んでいないとのことであり、事業により侵食はとまったものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、芦崎整備がまだまだ不十分であると思うが、むつ市としての対応についてであります。青森県では、砂嘴先端の内側についても整備を進める予定でありましたが、春の恒例イベントであります芦崎湾潮干狩りのアサリガイ等の生態への影響が懸念されることから、むつ市漁業協同組合との協議により事業を行わないこととしたとお聞きしております。

また、芦崎の先端部分が水没しているとのこと

であります。施工された護岸は海面から80センチメートル高くなっており、砂嘴が守られているものと理解しております。なお、この地域は防衛省の管理する国有地であり、ふだん自由に出入りすることができないため、状況の把握には時間がかかるものの、芦崎海岸の保全につきましては、市といたしましても、青森県と協力しながら進めていかなければならないものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 野呂議員の小・中学校の耐震整備の進捗状況及び耐震整備がなされていない学校の状況についてのご質問にお答えいたします。

現在市内には23の小・中学校がありますが、昭和56年以前の耐震基準により建てられた学校は、小・中合わせて10校であり、これらが耐震化を必要とする状況にございました。このうち平成20年度の大湊中学校の耐震化工事に始まり、昨年度までに第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校、関根小学校、大畑中学校及び脇野沢中学校の耐震化が完了したほか、第一川内小学校は川内中学校に併設して建設した川内小学校に移転し、市内で初めての併設型の小中一貫校として4月からスタートしております。

また、城ヶ沢小学校につきましては、保護者並びに地域の皆様のご理解のもと、本年度末をもって閉校し、大湊小学校へ統合することとなっております。したがって、耐震化対策が必要とされていた10校のうち9校について耐震化がなされております。

なお、耐震化の対策がまだ済んでいない脇野沢小学校については、改築等に向けた計画を進めていくこととしているものの、保護者及び地域の方々からご意見をいただきながら、子供たちにとっ

てよりよい教育環境を提供していく趣旨を踏まえて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） ご答弁まことにありがとうございました。市長、これは質問ではありませんけれども、先ほども申し述べましたけれども、むつ市内、下北も含めて非常に経済が冷え込んでおるといことは、市長、頭の中に入れておいていただきたいと思います。

それでは、再質問させていただきます。まず今教育長のほうからのご説明をいただきました耐震化、非常にもう、9割方と申し上げてよろしいのかな、できておるといことで、まず私も安心いたしました。ただ、今の答弁で城ヶ沢小学校、今の補正予算にも閉校式予算ですか、出ておりました。私も城ヶ沢に行っているいろいろお聞きいたしましたら、なかなかスムーズに大湊小学校のほうに移行できるという形ができたといことで、まず本当に教育委員会の皆様はご苦労さまでございました。

今お聞きいたしましたら、脇野沢小学校もそういう形を何か構築するといことで、そうなりますと、いわゆる改築、耐震性も含めながらやっていくという考え方でよろしいのでしょうか。そこをまず1点お聞きいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） お答えいたします。

脇野沢小学校の部分でございますけれども、脇野沢小学校に関しては、教育委員会としては現在地域の方々と協議といいますが、お話をさせていただいているという状況でございます。まだ地域の方々には改築がいいのか、また改築にしてもその場でいいのか、もしくは違う場所かというふうなこともございますし、またもう一つは統合というお話も出てございます。これは、具体的には隣

の川内小学校かと思えますけれども、そういう話も出てきていますので、そのようなところで地域の方々のまずはご意見を伺うというふうなところで今進めているところでございます。教育委員会としては、脇野沢小学校については、当初ここについては改築という形を考えてございます。その根底は、変わっていませんけれども、いずれにいたしましても、地域の方々のご理解とか、そんなところをいただかないと、今後の学校経営といたしますか、学校環境は良好に保てないと思っておりますので、その形で今地域の方々これから話を進めていくという状況でございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） わかりました。非常にデリケートな部分でしょうから、私もこれ以上深追いはしません。ただ1点だけ、これはどなたに聞けばよろしいのかな、教育長に聞けばいいのか、それとも部長に聞けばいいのか、いわゆる城ヶ沢小学校廃校ということで、そうしますともう耐震化も何もやらないと。なぜこういうことを申し上げるかということ、いわゆる各学校は避難場所になっているということなのですからけれども、この部分、どういうふうなお考えになるのかお聞きをいたします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） お答えいたします。

まず、耐震化の部分でございますけれども、構造計算上は震度6強の場合崩壊もしくは倒壊というふうなことが今の耐震化の基準でございます。ですので、それ以下の地震ですと一応耐えられるといたしますか、私もその辺は深くわかりませんが、ある程度の強さを持っているというふうに考えてございます。今の避難場所の部分でございますけれども、確かに城ヶ沢小学校は避難場所に指定されてございますけれども、地震等における避難においてはそういう危険性を持ってござい

ますので、地震が起きた部分において、仮にそういう状況が発生するのであれば避難場所としては好ましくはないだろうと。要は現実的な話として、城ヶ沢小学校に傷みがある、またはもっと極端に言えば倒れるとかというふうな部分があれば、これはもう避難場所ではなくなるということになります。しかしながら、それ以外の風水害とか土砂災害といたしますか、そういうふうな部分については、それは避難場所としてはまだ使えるのかなという考えでございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） わかりました。

そして改築、耐震化も含めまして、いわゆる手をかけていない学校、これは一応何年度をめどにやっていくおつもりなのか、その1点だけお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 教育部長。

○教育部長（齋藤秀人） お答えいたします。

今耐震化というよりは、改築の部分の話になりますと、古い校舎ですと関根中学校1校かなと思っています。

（「何年まで」の声あり）

○教育部長（齋藤秀人） 失礼しました。関根中学校については、今改築という方向で話を進めているということでございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） そうしますと、年度は明示できないということで解釈してよろしいのかな。わかりました。

次に、国道338号についての質問でありますけれども、宇曾利川から城ヶ沢まで歩道整備ということで先ほど答弁を承りましたけれども、それにあわせて市としても融雪溝を考えているという今趣旨の答弁をいただきましたけれども、まず市長、それでよろしいのでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 歩道整備を要望してまいりましたので、今後歩道が整備される側溝、これに融雪溝の機能がつけられないかどうかということでは県に検討してもらおうように働きかけていくと、要望していくということにしております。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） まず市長には、何とかひとつそういう形でも結構ですので、一日も早い改良工事、改良工事になるのかどうかわかりませんが、お願いを申し上げたいと思います。

さて、水量の問題でありますけれども、先ほどの答弁、屋根の雪とかという答弁もございましたけれども、どうしてもやっぱり車道に積もった雪をラッセルで歩道に置いておくという非常にかたい雪、また重い雪を、いわゆる融雪溝に入れていくということになりますと、本当に水量がない。当然冬になりますと、建設部には非常にクレームの電話が行っていると思います。かく私にもかなり電話もいただきましたし、また直接言われた部分が結構ございます。もう一向に解決策が見えてこない、その方々にまた解決策を示せない状態、私は要は水があればいいという、いわゆる井戸を掘るなり、そうしていただければ私は解決する問題でないのかなと思いますけれども、この部分は市長にお聞きするよりは、担当部課長に聞いたほうが早いのかなと思いますので、市長、申しわけないですけども、担当部課長にお聞きします。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 非常に融雪溝につきましてはご心配をいただいております。

まず、市長答弁に尽きるわけでございますけれども、今県のほうで昨年度来、その側溝の状況を調査しておりまして、漏水があるのではないかとということで確認作業をして、そのうえで漏水があればそこを目地どめをするという、全くないわけではなくて、結構なものがあるようでございます。

それを目地どめをして、それはもちろん水量確保にもなるわけでございます。

それとあと止水板の破損があるようでございますので、それをまず修理すると。そういうことを本来の融雪溝の機能を持たせると、確保するということがまず最初に考え得ることと思っております。

それで、そのうえで先ほどの地域の方々の利用を確認させていただくと。どうしてもおっしゃるとおり水量が少のうございますので、下流の方は待てないで止水板を外すという状況もあるようでございます。そうすると、ますますその水量が足りなくなるということでございます。おっしゃるとおり、水は井戸水と、あとは場所によっては川の水を利用してございます。川の水は、冬場になりますとどうしても少なくなるということで、今のところはそういう部分であるわけですが、この今ある井戸も使い方も研究していかなければいけないのかなと思っております。いつとき結構出し過ぎまして、井戸水を使っている方から苦情をいただきました。それで少し絞った経緯もございまして、時間的な部分で、この時間皆様が使われない時間帯に少し流量確保したらどうかということも考えていきたいなと思っておりますので、まず1つずつ検証しながら、それで利用についてはなるべく本来の形に戻るように対策を講じていきたいと思っておりますし、今度の冬はそれに少し調査させていただきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） わかりました。いわゆる時間、早朝何時ですか、例えば6時から午前10時まで水を流して、あとはとめるというやり方も一つの方策論かなと。ただやはりどうなのですか、井戸水が枯れるということになると、一般の家庭の水脈

と同じレベルの水脈でないのかなと。やはり行政であればもう一つ深く掘れば、いわゆる水脈がパッティングしないという考え方も1つはできるのではないかなと。やはり先ほど答弁の中にもありましたけれども、流れる流雪溝、それとも解かす融雪溝、どちらの機能をむつ市の融雪溝は持っておるのか、そこまず1点聞きます。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 今設置しておるのは、あくまでも解かすため、解かしながら、止水板でまず水をとめておきます。水が流れてきます。そこに雪を入れると、それが解けてまた次の止水まで行くというやり方で、あくまでも流すやつではなくて、ためて解かすというやり方の融雪溝でございます。したがって、水量的にはある程度計算されたもので流れているというふうに理解しております。おっしゃるとおり、さまざまな気象条件でございますものですから、それによってはなかなか流れづらくなるという現状もありますものから、あとは使い方もどうかご協力いただいて、そのような形で、これも町内会の方々に啓蒙、周知作業も我々さらに確認ということで必要だと思っております。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） わかりました。解かすほうの融雪溝ということで、解かすも流すも、とにかく水量がなければどちらも確立できない問題であろうかと思えます。その部分で先ほど私提案させていただきましたけれども、時間で水の豊富な流し方、そこはやはり考えていただきたいなと。

それともう一つは、再度井戸の掘削の深さをもう一回考えていただければ問題は解決するのではないかなと思えます。この部分は、また期待をしておりますので、よろしく願いいたします。

次に、最後になりましたけれども、芦崎の侵食

でございますけれども、まず国・県とすれば平成14年度で事業は完了しているということで先ほどの答弁でありましたけれども、しかしどうでしょう。私先日「大湊・下北空襲」という、これは今村修さんだったかな、監修した戦時中の本を拝見いたしましたけれども、その中で芦崎湾がくっきり写っている写真がございました。非常に幅広く、太く、そしてきれいな円を描いた砂嘴、いわゆる砂嘴というのは砂の嘴という意味の漢字で、非常に鮮明に出ておりました。今満潮なり見ておきますと、非常に細くなり、確かに砂はついておるのかもしれないけれども、だんだん芦崎らしくない形に出てきておる。市長、ここはやはりもう一回、きちんとしたスタンスでやっていただきたいなと。

先日ちょっと船で芦崎の手前5メートルぐらい前まで行きましたけれども、当時ありましたゴモが全くない状態。そして、我々子供のときには、そのゴモの中にニシキツブが結構あったのですが、今全くなきに等しい状態、これはやはり環境の変化ではないのかなと思っております。いわゆる環境を壊したのはやはり我々なのかなと。後世に、先ほど市長のほうからもご答弁ありましたけれども、次の時代に引き継ぐ一つの遺産としては私はいささか断腸の思いでございます。何とか市長、県、国に対して再度の、完全復元とはいかなくとも、ある程度のものは道筋はつけていただきたいなと思えます。ここは市長に答弁をお願いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私も野呂議員がお話しの「大湊・下北空襲」だったのでしょうか、あの画像を見ました。当時の絵と、そしてまた今私どもが航空写真を撮りましたけれども、ちょっと角度が違うというふうな部分がありまして、そういうふうなところでは、終戦間近のあの空襲の際の写真を見

ますと、今お話しのように、砂嘴がちょっと幅広くなって、砂浜みたいな感じの、そういうふうなところは見えております。この部分が侵食をされてきて護岸をしなければいけないというふうな形になって、このたびの平成何年でしたでしょうか。平成14年に事業が完了した形の護岸をやったというふうに聞き及んでおります。その部分において、壇上でもお話をしましたように、今後その状況の把握、これはまた国の防衛省というふうな形の特別な部分がありますので、その管理する国有地というふうなことでございますので、状況の把握を、これから時間がかかりますけれども、しっかりとしていき、県と協力しながら、この把握に努めていきたいというふうに思っております。

先ほど野呂議員もお話しのように、三保の松原、天橋立、そして大湊湾の砂嘴と、3大砂嘴のお話がありましたように、これは後世にしっかりと伝えていかなければいけない自然景観であると、この思いは野呂議員と全く同じでございますので、十分目視、また航空写真等々を関係機関からちょうだいをしながら、その侵食状況がどうなっているのか、あるのかないのか、こういうふうなものもひっくるめまして調査、状況の把握に努めていきたいと、このように思いますので、ご理解のほどお願いしたいと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） 市長には何とかひとつ頑張っただいて、国・県のほうとお願いを申し上げたいと思います。

私は、この芦崎湾の砂嘴に関しては、これは前から思っておったのですけれども、護岸工事、そして堤防の事業が私は一つのターニングポイントになったのではないかなと。平成8年度の質問には、いわゆる砂防ダムの要因も1つ上がっておりますけれども、いろんな要因はあると思いますけれども、私はどうしても今でも捨て切れないの

がその護岸工事、そして堤防の工事、これが私は一つの要因ではないのかなと今でも思っております。

今大湊小学校から中央公民館までエコ・コースト事業をやっております。小学校から中央公民館まで、いわゆるエコ・コースト。市長、1つお聞きしますけれども、いわゆる大湊小学校から宇田までのエコ・コースト事業というのは考えておられないのですか。

○議長（富岡幸夫） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） エコ・コースト事業、今ご質問のように、宇田町までの延長というのは今のところはございません。

以上でございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） 考えていないというのは、県が考えていないということですか、それとも市も考えていないということですか。そこをお伺いします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市といたしましては、今のところ考えておりません。今現在進んでおる、こちらのほうからいきますと、中央公民館から大湊小学校、あの部分においては県の事業でありますので、そのような形で今進んでいると。県への負担金というふうな形で毎年市のほうで財源を提供しているというふうな形で今進めておるところでございます。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） 私先ほど申し上げましたけれども、どうしても堤防の工事が芦崎の侵食に私は密接不可分の関係ではないかなというのは、これは学説も何も持っていませんけれども、そういう気がしてならない。ですから、いわゆるエコ・コースト事業、今非常に進んでおります。いわゆるできれば私とすれば、大湊小学校から宇田町まで、

そうすると大湊地区の道路状況、そして環境もよくなるのではないかなと思っております。

この芦崎との因果関係、これはちょっと私まだ調べていないのでわかりませんが、ぜひ県に対してエコ・コースト事業、継続という形に持っていくべきではないのかなと思います。市長、最後にもう一回お聞きをします。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 堤防と砂嘴の関係、私地理のときに学んだのは、この砂の流れによって砂嘴が形成されていったというふうなちょっと、もう数十年前の話ですので、定かではありませんけれども、そういうふうに記憶しております。野呂議員のお話ですと、堤防をつくることと砂防ダムで砂の流出がなくなったというふうに私は受けとめて、そして砂の流出によってできる砂嘴が侵食、要するに成長しないで侵食されたというふうなことの論旨のように私は受けとめました。その部分、私もちょっと定かではありませんけれども、逆に今度はエコ・コースト事業を大湊小学校から宇田町のほうにつくってしまいますと、その論旨が崩れてしまって、まして砂が今度海のほうに流れないで砂防ダム、そしてまたエコ・コースト事業、そういうふうなことによって、砂嘴がこれから成長するかどうかわかりませんが、成長を妨げる一つの要因になってくるのではないかなと。今のお話を考えまして、そういうふうに思ったところであります。

市といたしましては、このエコ・コースト事業、中央公民館から大湊小学校、これをしっかりと進めるべく財政も負担をしておりますので、まずこのことを進めていくというふうなこと。そして、堤防とエコ・コースト事業、そして砂防ダム、そういうふうなもの因果関係、これらについては砂嘴の成長があるのかなのか、それとも成長をとめてしまって結果こういうふうなことになった

のか。堤防がいつできたのか、ちょっと私も把握しておりませんので、戦後大湊空襲の際に堤防があったのかどうかというふうなことも私ちょっとわかりませんので、それらも堤防をつくることによって、この砂嘴の成長がとまり侵食が始まったのかと、こういうふうなところもよく研究をさせていただきたい、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 10番。

○10番（野呂泰喜） このたびは非常に前向きなご答弁をいただきました。何とか市長、お願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（富岡幸夫） これで、野呂泰喜議員の質問を終わります。

午後2時25分まで暫時休憩いたします。

午後 2時14分 休憩

午後 2時25分 再開

○議長（富岡幸夫） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎半田義秋議員

○議長（富岡幸夫） 次は、半田義秋議員の登壇を求めます。19番半田義秋議員。

（19番 半田義秋議員登壇）

○19番（半田義秋） 川内地区選出議員、自民クラブ所属の半田義秋でございます。むつ市議会第208回定例会に臨み、3点ほど質問させていただきます。

まずは、このたびの東日本大震災によりお亡くなりになられた方々のご冥福を謹んでお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

この地震により発生した大津波は、東北から関東にかけての広範囲にわたる沿岸部に壊滅的な被

害を与えたうえ、さらに福島第一原子力発電所の
大事故を引き起こし、そのための放射能漏れにより
多くの人たちを強制避難させるなど、日本がか
つて経験したことのない未曾有の大惨事となりま
した。復興対策には、国・県はもちろんのこと、
市町村、民間などが総力を挙げて取り組んでおり、
世界各国から近代装備による支援隊の派遣や原子
力専門家による技術支援、さらには多くの国内ボ
ランティアによる物心両面の支援など、あらゆる
面からの支援が続けられております。比較的被害
が少なかったところでも、計画停電、企業の操業
停止、輸送ルートの停止などによる二次災害を引
き起こし、リーマンショック以来の経済の停滞が
不可避な情勢となっております。

これに対し国会はというと、相変わらずの権力
闘争、やめるやめない、詐偽だ、ペテン師だとの
のしり合うばかり、被災者の救援対策もままなら
ず、100日以上たった今でも何万人もの人たちが
労苦を味わいながら生活をしております。このよ
うな現状では、国民に政治不信が募るばかりであ
り、ますます政治離れが進みかねません。せめて
むつ市議会だけでもそういうことにならないよ
う、皆さん頑張ろうではありませんか。

それでは、通告に従い一般質問させていただきます。

まず1点目、東日本大震災についてであります。
冒頭にも述べましたが、今回の大震災において甚
大なる被害をこうむった被災地及び被災者に対
し、当むつ市としてどのような対応をとったのか、
また今後どのような対策をとっていくのかをお尋
ねします。救援物資の輸送やボランティアの派遣
などは市政だよりなどでよく知っておりますが、
当むつ市にも被災地を逃れ移住している方々が
いると聞いております。その実態を教えてください
と思います。

また、幸いにも当市にはそれほどの被害はあり

ませんでした、その影響がじわりじわり押し寄
せております。観光産業、飲食業を初め各業種に
その影響が間接的にあらわれており、特に経済変
動に弱い中小零細企業が多いむつ市にとりまし
ては、この状態が長引けば長引くほど一層深刻な
事態になっていくと予想されます。これに対し、
市では今後どのような対策をとっていくのか市長
の考えをお聞かせください。

2点目、災害対策についてであります。今回の
大震災とは関係ありませんが、当市の西通り地区
の生活道路であります国道338号川内地区田野沢
襲川間にある通称田野沢坂の災害について質問し
ます。現在海岸側ののり面の補修工事を行って
おりますが、今回私が質問しますのは、それから先
の海岸の侵食のことであります。旧川内町時代に
1回、また杉山市政においても1回一般質問して
おりますが、現在ののり面工事をしている箇所から
先400メートル区間がいまだ全然手がつけられて
おりません。このままだと、いずれ近い将来波に
侵食され崩壊が進みます。早目に消波ブロックや
護岸堤防などで手を打たないと、西通り地区の生
活道路が通行どめになるおそれがありますので、
市長から県当局への強い働きかけをお願いするも
のであります。市長の見解をお聞かせください。

第3点目、一般廃棄物収集運搬業務委託につ
いて質問します。むつ市内のこれに携わる2つの組
合から3月定例会に業務安定経営のために複数年
の随意契約をしてもらいたいという趣旨の請願書
が提出されました。私がむつ市川内商工会の会
長をしていることは、市長もご承知のことと思
いますが、当商工会に複数の組合員が会員になっ
ておりますので、その関係上、私とその請願書の
紹介議員になったわけであります。

常任委員会にも出席し、事情を説明申し上げ
ました。また、本会議においても議員の皆様方に説
明を申し上げ、そしてご理解をもらい、25名

の方々のご賛同をいただき請願書を採択してもらいました。この場をかりて厚くお礼申し上げます。

にもかかわらず、それが全く無視され、今までどおりの方法で指名競争入札で契約されました。そのため、複数の組合員が今年度仕事を失ってしまったわけです。議会軽視ともとれるこのしわざについて市長から納得のできる答弁を願うものがあります。あわせて来年度以降の対応はどうなるのか、また兼業禁止の基準はどうなっているのかを教えてください。

以上3点、壇上からの質問とし、答弁によっては再度質問させていただきます。

○議長（富岡幸夫） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 半田議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災について、市としての被災地及び被災者への対応の現況と今後の対策についてのご質問でございます。私は、日本の危機とも言えるこの未曾有の大災害に直面し、同じ東北の方々が大きな痛手を受け苦しんでいる状況を見るたびに、でき得る限りの支援をしていかなければならないという思いであります。

被災地への支援でございますが、人的支援としては、4月26日からこれまでに延べ34名の職員を派遣しております。その業務内容につきましては、給水活動、避難所の運営、避難物資の仕分け、保健業務等でございますが、これらのほかに下北地域広域行政事務組合消防本部からは緊急消防援助隊青森県隊として震災直後から延べ30名が派遣されております。今後7月から8月にかけて保健師を中心としたチームを2班程度派遣する予定としております。

今後におきましては、これまでの短期派遣に加え、中長期の支援要請が出てくることも予測されます。私といたしましては、職員数の減少の中で

決して余裕があるわけではありませんが、被災地からの要請があれば、できる範囲で協力してまいりたいと考えております。

次に、物資支援の状況でございますが、宮城県女川町及び福島県会津若松市へ食料等を届けております。また、会津若松市へは食料等の物資とともにむつ市姉妹都市推進連絡協議会からの義援金も届けております。今後も被災地へはできる限りの支援を継続していく予定としております。

次に、県外から避難している被災者への対応状況でございますが、被災者一人一人との面接を通し、被災者の現況把握に努めるとともに、被災者にとって必要となる各種情報について、詳細にわたり提供しております。また、岩手県、宮城県及び福島県からむつ市に來られた被災世帯に対しては、災害救助法に基づいた日用品、被服、寝具等の生活必需品の給付を実施しております。このほか被災者の健康維持のため、県と当市の保健師が連携して訪問活動を行っているほか、乳幼児に対しても各種健康審査や予防接種等を実施しております。

学校関係につきましては、小・中学校の児童・生徒を受け入れるとともに、市の就学援助に係る要綱等をもととして、転入学した児童・生徒に対して学用品を支給する措置を講じております。当市といたしましては、今後とも国や県の支援状況の動向を見ながら、できるだけ被災者のニーズにこたえられるよう一丸となって支援に取り組んでいくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、これまでの人的支援及び被災者の状況並びに生活必需品の給付状況等の詳細については、担当よりお答えいたします。

次に、災害対策についてのご質問にお答えいたします。第1点目の通称田野沢坂の災害について、第2点目の今後の対策の見通しにつきましては、

関連がありますので、一括してお答えいたします。

ご指摘の箇所は、国道338号田野沢ゆとりの駐車帯付近の袈川海岸であります。昭和62年に海岸保全区域に指定された西側終点から田野沢地区に至る海岸が約370メートルにわたって侵食されているものであります。このことにつきましては、半田議員から旧川内町当時より侵食対策のご質問を受け、海岸及び道路の管理者である県当局に対し要望してきて、現在のり面の補修等が行われており、おでかけ市長室において田野沢地区からの要望もありましたが、侵食が進んでいる約160メートルにつきましては、自然石による消波堤の計画があり、半田議員もご承知のヒバの海底林との調整を図りながら工事が進められることとなっております。市といたしましては、西通り唯一の国道の安全確保のため、引き続き侵食対策について要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、ご質問の一般廃棄物収集運搬業務委託についてお答えいたします。まずご質問の第1点目、組合からの請願書についてでございますが、去る2月25日開会のむつ市議会第207回定例会におきまして採択されましたむつ市一般廃棄物収集運搬業務委託に関する請願につきましては、3月18日付で市において受理したところであります。市議会において採択された請願の送付を受けた自治体の長として、その趣旨について非常に重いものとして、また議会から示された最重要課題の一つとして受けとめたところであります。それだけに請願の取り扱いについては十分な研究と検討、そしてそのためには十分な時間の中であらゆる角度から分析を重ね、慎重に検討を進めるべきものと認識をしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、平成23年度の一般廃棄物収集運搬業務委託に関する経緯等については、担当部長より答弁

いたします。

次に、ご質問の第2点目、来年度以降の対応についてでございますが、現在担当部においては採択された請願の趣旨にかんがみ、関係法令を初め県内他市の状況等について調査を進めておりますが、私からは法の趣旨にのっとり、経済性だけではなく、安定的かつ質の高いサービスの提供を優先し、市民にとって何が大切なことなのかを十分に把握し、誠意を持って対応するよう指示したところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般廃棄物収集運搬業務委託についてのご質問の第3点目、地方議員の兼業禁止の基準はどうなっているのかについては、担当より説明いたします。

○議長（富岡幸夫） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） 当市における被災地及び被災者への対応の現況につきまして、市長答弁に補足説明させていただきます。

被災地への職員派遣、いわゆる人的支援につきましては、4月26日から岩手県の大槌町への給水業務支援を皮切りに、これまで岩手県、宮城県の5市町村に延べ34名を派遣しております。

まず、岩手県大槌町へは給水業務支援のため、公営企業局職員を中心に延べ14名が赴いております。同じく岩手県宮古市へは、災害支援物資の仕分けあるいは搬出等業務支援として、5月6日から各班3名ずつ2チームの計6名、岩手県山田町へは避難所の運営業務支援として、5月30日から5日間2名の職員を派遣しております。宮城県名取市へは、保健業務支援として、5月3日から保健師を中心とした各班4名ずつ2チームの計8名、同じく宮城県亶理町へも保健業務支援として5月31日から保健師を中心とした4名を派遣しております。今後7月、そして8月にかけて、保健業務支援として2チームが被災地へ入る予定

となっております。

また、中長期の支援について、被災地のほうから要請が来ておりますことから、ことしの12月まで、あるいは来年の3月までの支援というような形で税務関係、あるいは土木関係の業務について派遣する方向で調整中でございます。

次に、物資支援につきましては、市民の皆様からご寄附をいただいた毛布、タオルケット等については、自衛隊により岩手県内の被災地に届けられるとともに、会津若松市の避難所へも送り届けております。

食料につきましては、4月21日に宮城県女川町へ、レトルト御飯、缶詰、カップめんなどを届けております。また、4月27日には会津若松市へ、お米、レトルト食品、カップめん、粉ミルクなどを届けております。

次に、当市に避難されている被災者の状況についてでございますが、6月13日現在、市内の知人、親戚宅等へ避難されている方は27世帯64人、ホテル、旅館等の一時避難施設へ避難されている方は6世帯13人、県営住宅へ避難されている方は2世帯2人となっております。当市へ避難されている被災者の合計は35世帯79人となっております。これらの方々のうち、福島県から避難している世帯及び岩手県、宮城県から避難している世帯のうち自宅が全壊または半壊の被害を受けられた世帯には、災害救助法に基づいた生活必需品の給付等が行われますが、給付等対象世帯は6月10日現在で22世帯となっております。

また、市内の小・中学校への転入学手続を終えた児童・生徒に対しては、学用品等の支援を行う就学援助を行っておりますが、これまでの支給対象となる児童・生徒は9名となっております。

次に、地方議員の兼業禁止の基準はどうなっているのかにつきまして、市長答弁に補足説明させていただきます。このことにつきましては、地方

自治法第92条の2に規定されておまして、議員が当該普通地方公共団体との間において利害関係に立つことを禁止し、議会運営の公正と事務執行の適正を保障するという趣旨により昭和31年に改正されたものでございます。

内容といたしましては、「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれに準ずべき者、支配人及び精算人たることができない」とありまして、地方公共団体の長につきましても、同法第142条において同様の規定がございます。なお、地方議会の議員が兼業禁止に抵触した場合は、同法第127条第1項により、その職を失います。その決定につきましては、議会が決定することとなっております。この場合においては出席議員の3分の2以上の多数により決定することとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 採択された請願と平成23年4月からの一般廃棄物収集運搬業務委託との関連及び経緯につきまして市長答弁に補足をさせていただきます。

平成23年度の一般廃棄物収集運搬業務委託につきましては、市議会が請願を採択し、市が請願書を受理した3月18日には既に指名競争入札の通知書を発送済みであり、縦覧も始まっていたという経緯がございますが、このことを理由に請願に沿った契約ができなかったということではございませんで、請願に対する今後の研究、検討を最優先とする中で従来どおりの指名競争入札による契約をさせていただいたということでご理解をいただきたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 答弁ありがとうございます。

1点目の、これは私も悪いのでございますけれども、むつ市の今後の中小企業の対策ということで答弁もらえませんでした。ヒアリングの時点において私担当課にこの旨をちょっと言えなかったものですから、担当課を市長、責めないでください。

これは、先般むつ市内のむつ商工会議所及び大畑町商工会、またうちの川内町商工会の連名で、この災害のために疲弊した会員の国民生活金融公庫からお借りした場合の利息補給をお願いしたところ、市長には快諾いただきまして、早速補正予算に盛ってもらったということで、深く感謝申し上げます。

それでは、再質問させていただきます。地震津波による災害は、日本の国力、また日本人の気質を考えますと、長い時間かかるとは思いますけれども、いずれは復興されると、私はそう信じております。しかし、原発事故による放射能漏れは、もう途方もないくらい長い時間が私は必要ではないかなと思うのです。何しろ相手は目に見えないものですから、国民は恐怖心に駆られるのは、これ当然であります。お年寄りの方は、長年住みなれたところを強制避難させられるわけですので、望郷の念に駆られて、死んでもいいからもう一度帰りた、死ぬときはその土地で死にたいという人もいるでしょうけれども、若い、しかも子供さんのいる夫婦はそうはいきません。何しろ子供さんに害があるといえば、当然親ですので、将来が心配になります。そこで、比較的被災地より遠く離れた夫婦でも子供のために疎開する、昔風で言えば疎開です、するというのはテレビでも何度も報道されております。

そこで、これは私の一つの考えでありますけれども、むつ市に現在79人ほど避難しておりますけれども、その人たちに永久にというか、今後このむつ市に住んでもらうために、この前廃止したむ

つ市用地造成事業会計で造成した用地等を提供して、その人たちにもう長く住んでもらうというわけにはいかないのでしょうか、いろいろなハードルがあるでしょうけれども。そして、今避難を考えている人たちにPRをして、土地を与えますので、ぜひむつ市に永住してくださいというようなことだって私はできると思うのですけれども。そうすると、むつ市の人口もふえて、購買力も増して、私は一石二鳥、また防災集団移転促進事業費として国から1戸当たり1,655万円の補助金が出るのです。それらを使って、大きくなくても、仮に住む家でもいいのですけれども、建てるとうますと、産業経済も少しはよくなると思うのですけれども、市長はその点はどう考えておりますか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 昨年までだったでしょうか、むつ市用地造成事業会計ございました。その部分が廃止になって、今財産は一般会計のほうというふうな形ですけれども、この土地を例えば50坪、100坪というふうな形の区画を、被災者がゆえにそれを無償で提供するというふうなことになりましたら、一般市民の方々、どういうふうな思いをするのか、やはりそういうふうなところも考えなければいけないと。しかしながら、被災者の方々がこちらに、当地にお越しになっているの方々、この方々は親戚等を頼ってまず来ているわけでございます。そういうふうな方々がぜひ土地をというふうなことがあれば、先ほど議員お話しのように、防災集団移転促進事業費と、こういうふうなもの、ちょっと初めてお聞きするわけですが、そういうふうなさまざまな制度がどういうふうな形で組まれているのか研究はしてみたいと、こう思いますけれども、やはり行政とすれば公平というふうなもの、これをしっかり念頭に入れた中での動きをしていかなければいけないのがまず第一義ではないかと。

しかしながら、今被災地からこちらのほうにお越しになっている方々には、十分な形で支援はしていく、そして支援をしてきたというふうなつもりでございます。今後もさまざまそういうふうなご意見等、また就業の機会、農業につきたい、漁業につきたいと、そういうふうな声、今個々にヒアリングをしている状況でございますので、そういうふうな要望があったら、さまざまな制度を利用してこちらのほうに定住もしくは長く住んでもらうというふうな気持ちを何も阻却するものではございません。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 今までその土地を買った人と比べると不公平感があるということで、それはちょっと無償というのはできかねるということですので、わかりました。でも、市長、時が時ですので、私は例えば一步譲って格安で分譲して住んでもらったらいかがなものかなと、そのように思っておりますので、市長もこれから検討するということですので、次の問題に入ります。

災害についてであります。これについては市長も先ほどおっしゃいました、平成22年、平成23年の川内地区においてのおでかけ市長室の際に、田野沢地区の会長さんが要望しております。その際市長の答弁は、下北ジオパーク構想を立ち上げたばかりで海底林を保存しなければならないので、もう少しお待ちください、お願いしますと答弁しておりますけれども、今のり面がやっぱりあそこはもろいので、もう侵食して今補修工事に入っています。でもあの補修工事も、いずれはあそこは、私は前にも杉山市長るとき一般質問した際に、今の宮下市長が議長でした。私は、地質も写真も持って質問したわけではありますが、あそこの砂は礫まじり砂質凝灰岩ということで、私はこれでも地質調査技士の免許を持っている端くれですので、よく地質はわかります。あそこは、あれは非常に

水、波に弱いのです。だから、大きな玉石がごろごろあるわけです。あれはみんな前には土の中にあったものが波に洗われて、石だけがむき出しになったわけです。それにしても、いずれはあそこもまた浸食されて崩壊が続きます。

確かにあの海底林、あれも大切でしょう。でも、あの海底林は干潮のときしか見られない海底林です。そんなところへはだれも見に行きません。私まだ見に行った人を知らないのです。そんなのが生活道路の崩壊より大切なのかなと、私はそのように思うのです。県の人考えることですので、現場を見ないで恐らく考えているのでしょうか。市長も何回も見たそうです、これを見ると。おでかけ市長室の答弁に書いてありました、私も現場を見ましたと。どうですか市長、現場を見て、これは大変だと思いませんでしたか。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地質学の専門の半田議員がおっしゃるそういうふうな部分も拝見をいたしました。かなり礫というのですか、非常にえぐり取られている、海底林を視察をした際に、その部分はしっかりと確認をいたしました。海底林の場所からかなり大湊寄りのほう、非常に侵食が進んでいるというふうなその状況は把握をしております。それによって、あのあたりが大体370メートル程度あるというふうなことでございます。現在ののり面の補修箇所から川内寄りのほう160メートル、この部分において消波堤の計画というふうな、160メートルの長さで消波堤を建設すると、設置するというふうな予定になっております。のり面のほうも補修を今県のほうでしておりますし、唯一の川内地区と大湊地区、むつ地区を結ぶ道路でありますので、その部分については重要性ということもあります。しっかりとこれは認識をしておりますし、県に強くこれは訴えて早く完成をするように。海底林があるがゆえにというふう

なことではございません。地元の半田議員もぜひ海底林もごらんになっていただければなんと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 市長の力強い前向きな答弁をいただきましたので、次に入りたいと思います。

次は、一般廃棄物収集運搬業務委託について質問します。何度も言うようですが、住民の生活に密着する業務、例えばこの一般廃棄物収集運搬業務や除雪等は、当然これは法的にも市でやらなければならない業務なのであります。これを民間に委託する場合は、その業者にも自治体同様の責務が課せられるわけであります。その責務を果たすためには適正業務は当然のこと、そこに住む住民との対話、収集コースの熟練等、長年培ってきたノウハウがあるはずなのです。これが毎年毎年入札により仕事がなくなったり、コースが変更したりすることは、とりもなおさず住民の損失、決して市民の利益にはならないはずですが、その点担当課はどのようなお考えですか。それでもやっぱり市民の利益のために指名競争入札をするという考えでしょうか。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 議員おっしゃいますのは、住民との対話、そして信頼関係が入札によって損なわれるというようなお話でございます。確かに常任委員会などでも議員の発言の中には住民の気持ち、そしてまた受託された業者さんの気持ちを代弁されておまして、私どもも非常に胸が締めつけられるというような思いもいたしております。

しかしながら、私ども行政といたしましては、あくまでも廃棄物処理法の中で決められておりますごみの収集運搬の委託料が受託業務を遂行するうえで足り得る額であること、その中では業務の公共性にかんがみ、経済性よりも業務遂行の適正

を重視すると、このような中で私どもの契約は、この法の精神をとらえまして、市の裁量によるものが大きいとの最近の考え方に対応していったものと考えております。それは、裁量と申しましても、当然ながら地方自治の基本でございます公平、公正、透明性の中にそれが存在するわけでございますので、市といたしましては廃棄物処理法の精神にのっとった、そういった土俵の中で対応してまいりたいと。そういう意味では、先ほど市長が答弁いたしました今後そういう法の中の土俵を基本にいたしまして、それはどのような運用ができるのか、そのような研究と、そして入札の環境の変化がどのようなものになっているのか十分調査したうえで対応してまいりたいと、こういうふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 部長、理解できません。それならば、なぜ除雪作業が随意契約して、この一般廃棄物収集運搬業務が指名競争入札なのか、私その意味がわかりません。

私は、ころころ入札によって仕事ができたりなくなったりするのは、とりもなおさず私は市の大きな損失だと思っております。というのは、仕事なくなった業者は、当然もう収入がないので、熟練した社員をもう首とかりストラにしなければなりません。また、新しく仕事をもらった会社は、社員を採用しますけれども、それもまた一から始めるということなので。そのために、地域に密着した業務は随意契約でもいいよと。そういう例もあるのです、随意契約でもいいよと。それで議会の中で説明して、議員の皆様から賛同をいただいて、この前請願書を採択してもらって出したわけです。それが全く無視されたわけだ。この我々の25人の重みというのは、これはどうなるのですか。来年以降もやらないと、来年も指名競争入札するの

だ、今までどおり同じだというのであれば、我々この25人の、この後ろにいます方々のこの重みを見無視するわけですか。それとも、この重みを考えますか。考えて来年からちょっと変更するとか、そういうことはありますか。市長がもしそういうあれがあったら市長でもいいし、担当部でもいい、どうぞおっしゃってください。

○議長（富岡幸夫） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今議会軽視というふうなお話がありましたので、あえてお話をさせていただきますならば、先ほど担当のほうでご説明をいたしましたように、請願書を受理したのは3月18日でございます。そのときに指名競争入札の通知書、これが発送済みであり、縦覧も始まったという経緯、このことを理由に請願に沿った契約ができなかったということではございませんとお話をいたしました。つまり請願に対する今後の研究検討を最優先とする中で、従来どおりの指名競争入札により契約をさせていただいた。そしてまた、十分な研究と検討、そしてその中には十分な時間の中であらゆる角度から分析を重ね、先ほど担当がお話をいたしましたように、法の土俵というふうな言い方をしましたけれども、その中で慎重に検討を進めるべきものと、このように認識をしているということでご理解いただけるものではないかと、このように思います。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 除雪との関係というところでお話がありましたので、補足説明をさせていただきます。

除雪の契約につきましては、随意契約ということになってございます。これは、地方自治法の中にございますけれども、当市の場合は除雪という仕事量が毎年、日によっても、月によっても随分異なるということで、除雪総量ということの契約ではございませんで、1時間当たりの単価という

契約をさせていただいております。その中で随意契約いたしておりますのは、その市全体の除雪量、仕事量との比較の中で、その設備、重機が全く対応できないくらい設備が低いという環境の中にあつて、重機の移動時間とかそういうものを含めると、なるべく近い、その除雪地域に近い事業者さんをお願いすることが、これが地方自治法上もそうですけれども、経費の面からいって適切であると。そういう地方自治法の中に随意契約をしてもいいよという規定に基づいて契約しておるものでございますから、ごみの収集運搬の場合とは若干背景が異なっているということでご理解をいただきたいと思えます。

もう一つは、制度の適用はいつなのかというお話でございますけれども、今般請願いただいた内容というものは、一つの制度設計という市内全域に行き渡る制度の設計にかかわるものでございまして、これは相当慎重な覚悟で研究調査をしていかなければならないと。そういった意味合いで、いつ何どきというのはちょっと今の段階では事務的なスケジュールはあつても、それがいつかということをはっきり言える状況にございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 部長、前にごみ収集運搬業務の人たちに組合をつくってくれと、そう行政のほうから要請したそうです。なぜかという、万が一災害があつた場合は、滞りなくごみ収集をするということで組合をつくって組合と契約したらしいのです。それで、その組合をつくった、1つの組合は十何人、もう一つの組合、合わせて20人ぐらいの人が組合に入っています。

それで入札方法、その組合が1票しかない、1つしか札入れられない。組合に入っていない人は、2人も3人もいるのは、みんな1票ずつ入れると。それでは不公平感ませんか。二十何人もいて、

たった2票なのです。ある人は、1つの会社は1票ずつ入る。当然数が多いうちに、やっぱりその人たちが、その人に余計当たります。そんな不公平な入札の方法を少し考えてほしいと、私はそのように思っているのです。組合ただつくれつくれと、だれがそう言ったかわからないけれども、つくれと言ってつくったそうです。教育部長はよく知っていると思うのだけれども。そっちへ行ってしまったから質問できないけれども。そうしてつくらせておいて、それで不利な入札方法をさせるということは私は間違っているのではないかなと、そう言っているのです。どうです、その入札方法、変える気はありませんか。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） 先ほども若干申し述べましたが、現在制度設計につきましては調査検討を進めておるわけでございますが、当然ながら議員がおっしゃった先ほどの中身につきましても請願の趣旨の中に含まれていると思しますので、当然ながらその研究、検討の中で協議をしてまいりたいと、こういうふうを考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 考えるのですね。考えるのでしょ、これからいいほうに。

○議長（富岡幸夫） 民生部長。

○民生部長（奥川清次郎） いい方法に考えるとということ、そうなる可能性もないわけではございませんが、当然ながら公平、公正、透明性という、こういう原則の中でその方向性を見出していくことになろうかと思しますので、ご理解を願いたいと存じます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） 公平、公正、透明性、それもいいでしょう。でもそれは先ほども言ったとおり、市民にとって決して有利だとは限らないのです。

市民にとっても不利な場合もあるの、そういうのは。それは今幾ら言ってもしょうがない。

時間がないので、最後の兼業禁止について。説明を受けました。私は、もう前からそれは知っています。ただ、我々はその兼業禁止に際して、その会社が1年間の業務高、それに対して市の発注業務高を聞いたら、これは今の個人情報で言えないと。市のほうでは、私はある程度知っていると思うのです、当然申告もあるのですから。そうすると、そういう場合売り上げは何ぼで、これやったらもう50%いくのではないかと、そういう話し合いとか調べることはしているのですか、仕事をやるためにしていますか。やっていますか。

○議長（富岡幸夫） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） あくまでも一般論でございますけれども、その業務の遂行に登録業者として指名に名乗りを上げるということにつきましては、その業を行う資格でありますとか、それから財務状況、それらのものを総合的に報告を受けて審査をすると、そういうことになってございます。

○議長（富岡幸夫） 19番。

○19番（半田義秋） そうすれば、仕事を発注するときに、この仕事をやると50%はいかないから、いいとか悪いとかとちゃんと調べるわけですね。調べてから発注しているのでしょうか、今の話を聞くと。いいです。

ここに注意点というのがあります。幾ら議員本人が、私は社長ではない、社員だ何だかんだ言っても、配偶者や子弟の請負は名目のみで、実質的な支配力や影響力から見て、実質はその議員等が請け負っているのと何ら変わらないような場合は脱法的行為であり適当ではないとあるのです。よく議員になれば、会社の社長をやめて会長になったり一般職員になったりするのです。でもそれは実質的にはオーナーであり社長なのです。私は年だからもうやめると、子供さんが大きくなった

から、これに社長を譲るのだという場合は、それはいいでしょう。奥様も社長職を本業でやるのだと、その場合は当然それは適法かもわからないけれども、奥様が違う仕事をして、社長です、何ですと言ったって、だれも世間は認めません。その点、そういうのもあなたたちは調べていないでしょう。当然調べるわけがないよね。

それで、この兼業禁止は我々議員の、これは責務です。当然我々議員が業務高、それから市からの発注高を調べて、これはおかしいのではないか、兼業ではないかということを議長に申し上げて、審査会を開いて、それで3分の2以上の賛成でなるというのは私よく知っていますので、今後あなた方がもうやらないというのであれば、我々議会として、私は残念ながら10月までしか任期がないのですけれども、頑張ってまた再度来たいと思っていますので、そのときには私はずっとこれをやっていくつもりですので、ひとつよろしく願い申し上げます。

時間ですので、これで一般質問を終わりたいと思います。

○議長（富岡幸夫） これ、半田義秋議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（富岡幸夫） 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明6月21日は佐々木隆徳議員、中村正志議員、横垣成年議員、澤藤一雄議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時16分 散会